



行革審等でも米の問題、とりわけ検査制度の問題等々について議論もなされているようでありますので、特にそれに関連して、八月四日の自民党の渡辺政調会長の予算委員会での発言に伴って検査制度の問題について先に質問をさせていただきたい、こうあらうに思っています。

い、こういうふうに思うわけあります。  
**○佐藤国務大臣** その発言のときは、私もその部屋の中で席に着いておりましたので聞いておりました。極めて遺憾な発言であると私は思つて聞いておりました。言葉は慎むべきもの、私自身みぶらから言い聞かせて今日に至つておりますが、言葉

○**農政府委員** お答え申し上げます。  
米についての農産物検査につきましては、国営人教等々を含めてその実態はどのようになっているのかをぜひ御説明をいただきたい。こういうふうに思います。

米の検査を民間に移行しろということが柱ではないだろうか、こういふうに思うわけであります。過去いろいろな歴史等々考えて、米の安定確保あるいはその検査の統一性を確保する点あるいは公正の維持等々から見て、私は自主流通もさせることとながら、米の検査体制についてはいわゆる

先週の当委員会で、R.M.Aの提訴却下について、串原委員等を中心にしていろいろ質疑が行われました。これはいわば米開放、食管付与の外圧ともいうべきものでありますけれども、国内でもこの種の議論がたくさんなされているわけであります。その議論の中には、無責任といいましょうか、暴言ともいいうべき問題もあるわけでありますが、その八月四日、衆議院予算委員会での渡辺調査会長の発言は、いわばそれに該当する発言の一つではないか、こういうふうに思うわけであります。

○前島委員 こういう発言をしますと、いわば人格を疑われる、逆に発言した人が軽べつされる、こういうのが事実だらうと私は思うのです。現に翌日の新聞では、こんなふうに載っているわけですか。「こういう発言で、耳の不自由な人たちがどうぞ。」だけ心の痛みを感じるか渡辺さんは分かつておられるのでしょうか。自分は人より一段上にいる、と考えてるからこのような発言が出るのであります。

検査体制のもとでこれまで国民の主食である米について、円滑な広域流通を確保するという重要な役割を担つておると心得ております。そこで、検査の実行に当たりましては、流通の実態あるいは時勢の変化等を踏まえましていろいろ改善合理化にも取り組んできておるところでございます。

まず、米のばら検査、抽出検査、これを進めてきておりまして、ちょっと数字にわたりますけれども、五十四年度にこれが5%であったものを六十三年度には七五%、これを大幅に拡大をしてき

民間に任すのではなくして国営の検査体制といふのを維持すべきではないか、またそのことが食管を維持するという食管の精神にも通ずるのではないか、どうか、こういうふうに思うわけであります。したがいまして、大臣、この重要な検査体制、自主流通米を含めて民間に移行するのではなく、国営の検査体制を引き続き維持すべきだ、こういうふうに思うわけでありますけれども、その辺の決意といいましょうか、所感をはつきりとお聞かせ願いたい、こういうふうに思います。

ちごと語学鏡を読んでみますと  
食糧検査官の方々は、これは減らしてもいい  
と思う、僕は。これは検査士制度をつくったん  
だからね。そのかわり死ぬまで検査士やらせる  
から。だから検査官はみんなやめもらう。目  
が見えればいいんだから、検査士というのを目  
が見えれば、年をとつて耳は遠くなつたつて米  
さえわかればいいんだからね、そうでしょう。  
だからそれは検査士の資格を与えて長くやって  
もらう、長く。そういうようなことになれば、  
私は大いにこれほどんどん減らしてひつて、も

「す」というふうに、逆に私から見ると軽べつされ  
てゐるといふような結果になるだろう、こういふ  
ふうに思うわけであります。

そういう面で、大臣は終始農民の心をわかると  
いうふうに言つてゐるわけでありますから、まあ  
渡辺政調会長にここに来てもらわわけにはいきま  
せんわけですから、もし総理になる御希望がある  
ならこういう失言はしないように、これからもせよ  
ひ注意をなさつていただきたい、こういふふうに  
まず思つわけであります。

同時にまた、度々政調会長はこの中で、僕達が

しております。また検査場所につきましても、五十四年二万六千カ所から六十三年一万四千カ所へと集約整理も進めております。また、先ほどもお話をございました民間活力を活用した食糧検査士につきましても、五十七年度の二百人から六十三年度には九百人と拡大を図つてきておるところでございます。これに伴いまして、農産物検査官の数でございますが、五十四年度一万三千人から六十三年度末には六千五百人と見込まれております。今後とも、この縮減合理化を図つております。今後とも

○佐藤国務大臣 米の商品特性と流通実態等から、米の公正かつ円滑な流通を確保するため、検査業務の改善合理化を図りつつ、今後とも国営検査制度、その基本を維持してまいる考え方でござります。

う何千人なんかは要らぬから、二、三百人もい  
ればたくさんじやないか。  
これが八月四日の自民党の渡辺政調会長の発言な  
んであります。

は二、三百人あれば足りるんだ、こういうことを言つてゐるわけあります。私も過日、食糧事務所の支所のところへ行つて、現場の人たちがどういう検査を現実にやつてゐるのか等々を伺つてき

國りますとともに、自生流通米の拡大といった面でも、生産、流通の変化に応じて消費者ニーズに対応した検査内容の見直し等も必要かと思つておりまして、引き続き努力を続けてまいりたいと考

私は、まず一つ、ここにはいわば差別発言的な要素、要するに身障者、耳の不自由な人の心の痛みを全然感じていない発言であると思うのです。もう一つは、要するに米の検査行為、検査官をべつ視するものである、許すことのできない発言だ、こういうふうに私は言わざるを得ないわけであります。大臣、まずこの渡辺政調会長の予算委員会での発言についての御見解、御感想をお聞きした

たわけであります。渡辺公調会長は、こういう検査制度の改善は必要なんだということも言わんとしていることはわかるのでありますけれども、私は過去、食糧庁を初めいろいろな面で、この検査制度の改善についてはそれなりの努力をなさつてきたのではないだろうか、こういうふうに思うわけであります。

○前島委員　いわゆる行政改革の一環として食糧  
庁等の方は、このように渡辺政調会長に言われぬ  
でも検査の改善ということはしてきているし、人  
数的にも目的を達してきている。こういうふうに  
受けとめる、こういうふうにできると僕は思うわ  
けであります。そういう状況にもかかわらず、そ  
の改調会長の言わんとすることは、この自生流通

もその有機農業についてのいろいろな見解とか研究等々が予算化されて始まっている、こういうふうに聞くわけでありますけれども、こういうふうに安全性、有機農業が非常にクローズアップされてきているということも、やはりこういう国民の意見の反映だらう、こういうふうに思うわけであります。片方でこういう国民の安全性というものの要求を満足すること、いわば恩用して、有機農

というインチキなレッテルを張った米が現実に

スパーの店頭等に出ているのもまた現実だ、こ

ういうふうな形になるわけであります。

基盤の強化、あるいは、畜産振興事業團によりま

ういうふうな形になるわけであります。

このように、安全性の要求、確保、それと逆に

いいましょか経験を踏まえて、あるいは、五十年の六十五年見通しというような問題を立てる

金融措置等を通じまして国内肉用牛生産の振興を

こういうインチキな有機米等々が出回っている、

こういう現状から見ると、いわゆるこの検査体制、検査官といらものはより重要視されてくるの

ではないだろうか、農産物の検査体制の要求とい

うのはますます強まってくるのではないだろ

うか、こういうふうに思うわけです。だとすると、人教的な問題として、これ以上減らすのではなくしてより充実させる、検査官の確保ということが

より要求されるのではないだろうか、こういうふうに思うわけであります。そういう面で、その人教的な問題として、これ以上減らすのではなく

含めて、これから減らすのか充実させるのか、その辺のところを今後の方針としてお示しをいただきたいがたい、こういうふうに思うわけであ

ります。

○鹿児島県議会議員 御指摘ございましたよに、最

近米の安全性あるいは食味、有機栽培等々といつた面で特別の栽培方法などについても消費者の関心が高まっておるところでございます。農産物の

検査の面でそれにどう対応していくか、この縮減合理化といった改善合理化を進めつつも、こうい

う消費者ニーズにどういうふうにこたえていくか

ということは私どもの課題であると思つております。それに応じまして、今後の要負荷配置等のあり方についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

○鹿児島県議会議員 御指摘ございましたよに、最

近米の安全性あるいは食味、有機栽培等々といつた面で特別の栽培方法などについても消費者の関

心が高まっておるところでございます。農産物の

検査の面でそれにどう対応していくか、この縮減合理化といった改善合理化を進めつつも、こうい

う消費者ニーズにどういうふうにこたえていくか

ということは私どもの課題であると思つております。それに応じまして、今後の要負荷配置等のあり方についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

○前島委員 安全の要求といふのは強いわけでありますから、検査体制を民営化するところをぜひ御配慮をお願いしたい、こういうふうに思っています。

最後に、この問題で最後でござりますけれども、いわば政調会長は検査体制を民営化するところをぜひ御配慮をお願いしたい、こういうふうに思っています。

○前島委員 安全の要求といふのは強いわけでありますから、検査体制を民営化するところをぜひ御配慮をお願いしたい、こういうふうに思っています。

そこで、本題の牛肉問題に入りたいと思うわけではありますけれども、我が國の畜産は、いわゆる昭和三十六年の農業基本法以来選択的拡大の品目、こういう位置づけをされてきた。特に牛肉生

産は、最近の状況で特にほかの畜産物が靈活性、生産調整ということがされているにもかかわらず、この牛肉生産というものはその心配がない、

そういう部門として終始生産振興というのを強調してきた。農政審の基本方向にも出しているし、府は自由化は困難という立場を堅持をしてきましたわ

けであります。輸入牛肉については畜安法に基づいて管理をする、こういう体制できたことは御案内とのおりであります。

この生産振興を法制的に明確にした五十八年の

考え方を主張しているわけであります。いわばこれは現行の食管制度の根幹に触れるような問題

片や新行革審等々の中でも、規制緩和の小委員会

の中で、この検査制度の問題あるいは食管制度の問題等々について議論がなされている、こういうふうに聞くわけであります。そういう面で、大臣

度について今後の基本的な考え方をお聞かせ願いたい、こういうふうに思います。

○佐藤国務大臣 今おっしゃられますように、別

の機関でもつていろいろな検討もしていただけてありますけれども、この検査体制に絡んで食管制度について堅持すべきだ、こういうふうに思うわけであります。

そこでお聞きしたいのは、今後もこの食管制度に

問題等々について議論がなされている、こういうふうに聞くわけであります。そういう面で、大臣

度について今後の基本的な考え方をお聞かせ願いたい、こういうふうに思います。

そこでお聞きしたいのは、今後もこの食管制度に

問題等々について議論がなされている、こういうふうに聞くわけであります。

そこでお聞きしたいのは、今後もこの食管制度に

問題等々について議論がなされている、こういうふうに聞くわけであります。

そこでお聞きしたいのは、今後もこの食管制度に

問題等々について議論がなされている、こういうふうに聞くわけであります。

そこでお聞きしたいのは、今後もこの食管制度に

ていただきますと、さまざまな振興政策というの

が議論をされているわけです。それ以前の反省と

いいましょか経験を踏まえて、あるいは、五十年の六十五年見通しというような問題を立てる

金融措置等を通じまして国内肉用牛生産の振興を

あります。同時にまた、その際も、国内生産と輸入との関係について当時の大臣は、何しろ国内生

産の拡大ということを最優先するのである、輸入については国内生産の不足の部分を補うだけだ、将来の目標としては一〇〇%の自給を目指すのであります。同時にまた、その際も、国内生産と輸入との関係について当時の大臣は、何しろ国内生

産については国内生産の不足の部分を補うだけだ、将来的目標としては一〇〇%の自給を目指すのであります。いろいろ私ども勉強していかなければなりません。いろいろ私ども勉強していかなければなりません。

そこでお聞きしたいのは、今後もこの食管制度に

問題等々について議論がなされている、こういうふうに聞くわけであります。

そこでお聞きしたいのは、今後もこの食管制度に



ますけれども、肥育部門にとりまして大変大きな負担になる。さらにはまた、最終製品の価格を引き上げることを通じて需要の抑制効果をもたらすというふうなことがありますので、やはりこれは適正なレベルにしていかなければいけない。そういう現状でございますが、今後輸入梓撤廃に伴います輸入量の増加あるいは価格の低下といふことを通じまして、現在かなりの高水準にある子牛価格といふものは中長期的には一定のテンポで低下をしていかざるを得ない。あるいはまた、ある意味では国内生産、肥育経営の適正なコストの実現あるいはまだできるだけ合理的な価格で消費者に牛肉を供給をしていくということを考えますと、この子牛価格のレベルについてもやはりある程度の低下をさせていく、また輸入牛肉に対抗していくためには、国産の子牛価格といふものもそういった一定の合理的なレベルに收れんをさせていくことが必要であるというふうに考えておるわけでございます。

ただ、その低下の程度あるいはテンポというものが現実の繁殖経営の合理化スピードを超えて行われることになりますと、国内の繁殖経営の再生産が大変困難になるおそれがあるというふうな問題をはらんでおりますので、実は今回の御審議を賜っております二法案におきまして、そういった子牛価格をめぐるこれから展望というものを踏まえて、そういった過渡期間におきます子牛生産農家に対する所得補てんあるいは資源の再生産と交付金制度というふうなものについてその橋渡しをしていきたいということで今回の法案を御提案申し上げ、御審議賜つておるという状況でございます。

○前島委員 要するに、国際動向というのは価格面で強含みだ、子牛の国内見通しは、今は非常に高騰しているけれども自由化という事態になれば下がることは必至である、簡単に言うとそういうことです。そういう見通しだ。そういうことで、今回の中長期対策としてこの不足払い制度が

卷之三

てきなこころのことを思ひて、  
こういふ国際的な価格動向、生産動向、国内の  
子牛の価格動向、自由化の影響などを考へ

ますと、これから日本の畜農家、とりわけ一番立派なであろう繁殖農家、子牛生産といふことがこれらの牛肉生産の柱だ、こう言われているわけですから、このいわゆる保証価格をどう立

てゐるのか、あるいは合理化目標価格をどう立ててゐるのか、それを政策的にどうリードするかといううえで、これがからの政府としての畜産行政といいまして、ようか、生産振興の方向をすべて表現するだらう。

う、私はこういうふうに思うわけであります。そういう面で、先ほど言ったような状況、見通しの中で牛の生産、繁殖農家がやっていける、

再生産が保障されるあるいは全体として牛肉生産者が国際価格に勝てる、こういうことを前提として、そのための保証基準価格というのはどこにどうして、どの程度を付けていいのか。いま、この問題

のくらしの都を検討しているのか、先ほどおっしゃったように、政府は、困難な状況だ、自由化は困難な状況だと終始言つてきた。そして、過去ややてきた生産目標と、うのも実は達成して、いなか。

裸になつたならば国際価格に勝てないということだから、終始、自由化は困難だ、こう言つてきました。それを、困難だという状況があるわけですね。

もかかわらず自由化を決めたのですから、この保証価格を政府の責任として明確に示すこと、そしてこの価格を示すことによって、自由化によつ

て不安を得た農家、とりわけ繁殖農家、子牛生産農家に安心を与える、生産意欲を与える、そのことが総じて日本の畜産、牛肉生産の拡大につなが

る、こういうふうに思うわけあります。したがって、この保証価格をどの程度に置くのか、その辺のところをはっきりガイドラインとして、方向

として、政府の責任として示してほしい。こうしたふうに思います。

用牛生産者へおもてなしをして、しならざる困難な問題が問題となることは御指摘のとおりでございますけれども、私ども、今回の牛肉貿易をめぐる日米あるいは日韓の

御間の対外交渉におきましては、御承知のとおり一定の経過期間を確保するとか、あるいは梓撤廃後、相当高水準の関税措置等による国境措置をとるとか、あるいは国内対策の実施ということを通じまして、十分困難な状況を克服して将来展望を切り開いていけるというふうに考えておるわけでございます。

その一環として、お詫びました生産者補給交付金制度等を中心とした国内対策を御審議賜つておるわけでございますが、その中で子牛生産農家に対する保証基準価格をどのようなレベルで決めるかということにつきましては、御審議いただいている法案に書いておりますように、子牛の生産費の動向等の生産条件あるいは需給事情等々を考慮してその再生産を確保するということを旨として決めることになつております。具体的なこの方式については私どもまだ固定的な方式を持つておりますが、制度が現実に発足をします昭和六十五年度までに、その方式を含めて畜産振興審議会等でいろいろ御議論を賜つた上で適正な算定方式を決めていきたいと思っております。

ただ、私ども念頭にございますこの保証基準価格水準といふのは、御承知のとおり既に現在予算措置によりまして子牛の価格安定制度がござります。ここで実現をされております肉専用種については全国平均価格、それから乳用種につきましては全国一本の価格になつておるわけでございますが、そういう現在の制度で運用をしております保証基準価格といふものが一つの目安になつていくのではないか、そういう考え方を私ども現時点を持っておるわけでございます。

○前島委員長たらしの説明は要らぬです。この前の参考人等でも、最低現行水準以上だ、こう言つておるわけですし、今見通しを聞かれたようには、子牛が下がることは間違いないと言つておる、その中で再生産といいましょうか、保護し、生

産をふやさない限りこの肉牛生産というのは拡大をしないわけになりますから、現行というと二十万頭がしですか、これはそんな程度ならば困難

という状況が解決しないわけでありますから、ますます厳しいということなんですが、再生産になるわけは絶対ないわけであります。乳用牛の方については、換算基準を多少変えるとしても十六万で

すか、ということで、これでは全然農家の声といふのは、この前の参考人でも、やつていけませんよ、政府の自由化責任を果たしてないというのが参考人の皆さんの方だったと私は思うし、また、

先ほどの見通し等々からいって成り立つわけがない。大体農家の皆さん等々の要望というのは、肉専用種の方は三十万以上、三十五万から四十万と

いうのが最低の保証だと言われて いる、あるいは  
乳用種の方も、十六万じゃ足りない、二十万は欲  
しい、二十万なければ困る、こういうのが声だろ  
う。

うと思ふ。  
びしつと額は言わぬでいいけれども、そういう  
方向というのを考えてゐるのか、またそんくらい  
のものを出さない限りは国内生産の拡大はあり得  
ない。

なくなる、こういうふうに私は思うわけですけれども、再度その辺の具体的な類的なものの方向を、ぴったりした額じゃなくていいですから、そ

○東谷政府委員 保証基準価格の水準について重い、こういうふうに思います。

ねてのお尋ねでござりますが、これにつきましては、法律案で規定しておるところを踏まえまして、具体的な算定方式を含めて制度発足まで、現

実の運用までの間に関係者の意見を十分参考をして、適正な方式あるいは適正なレベルというものを決めていきたいというふうに私ども考えており

ます。  
その際に、いろいろ御意見はあろうかと思いま  
すが、私ども現在念頭にあります——これは算定  
方式の改善であります二点、これからいろいろ

な経済事情というものを踏まえて決めていくことになりますが、現時点であえて申しますと、先ほ

ど先生からお話をございました現行制度で決めております保証価格水準、和牛といいますか黒毛和種で申しますと、全国平均で二十九万一千円が全國平均値になつております。それから、乳用種につきましては、これは現行制度で十三万四千円ほどになつておりますけれども、現行制度のもとで体重換算方式を変えて十六万円のレベルにするつもりでございますが、そりいいたレベルが現時点では頭にあるということを申し上げておきたいと思うわけでございます。参考人の皆さん方もいろいろな意見を開陳されたわけでございますが、そういう現行制度のレベルというものが一つの発想の起点になつてゐるというふうに、私どもも理解しておりますところでございます。

○前島委員 現在の畜産農家、とりわけ肉牛生産に携わっている農家が經營が安定しているというふうな状態は、いわゆる規模が拡大されている、二百頭、三百頭等々の大規模のところで初めて現在の畜産農家というのが經營が安定している、価格が保証されるというふうな状況だらうと思うのです。そして同時に、そういう規模拡大をされていふところというのは、組織というものは、株式会社とか法人だとかいう企業的な性格、組織を備えたところなんです。そして、片一方で子牛生産をする繁殖農家というのは実際は本当に小規模な状況なんですね。

そういう状況の中で、先ほど言うような現行制度あるいはそれに若干上回る程度の保証価格ながらば、この規模の小さい零細な繁殖農家は自由化によってひとたまりもなくぶれてしまふのではないだらうか。生き残るのはそういう規模拡大をしている二百頭、三百頭あるいは企業的な性格、組織を持ったところだけが残る、こういう結果になりはしないか。そうすると、この制度というのは、結果論において零細な繁殖農家をつぶすという、本来の目的と逆な結果になりはせぬかというふうな気がしてならないわけであります。大臣、その辺、本来の制度の目的から見れば、いわゆる繁殖農家、零細農家に温かい手を伸べるそのための価

格保証であるはずなんです。この程度の価格保証だと、結果としてはそういう零細農家をつぶすところになってしまふ。本来の法案の、この制度の目的から外れてしまふのではないかというふうにうわけですから、その辺のところは大臣、どうですか。

○前島委員 お話をとおり肉用牛経営、特に繁殖経営が大変零細な規模で停滞をしているという状況はございます。しかしながら、大変緩慢ではござりますけれども、経営規模を拡大する経営をもふえてきておるわけでございます。私どもは会員に当面している状況を踏まえながら、やはり一定の構造改善を進めながら足腰の強い繁殖経営というものを育成していくといふ基本的な考え方のもとで、本制度の適正な運用を図りたいと考えておりますので、そういう考え方のもとで、この保証基準価格の水準についても十分先生の御指摘も踏まえながら長期的な肉用牛生産の強化、合理化ということにも十分対応できるような制度運営に当たつてまいりたいというふうに考える次第でございます。

○前島委員 もう一つの、合理化目標価格です。これは、いわば牛牛生産の生産コストをどうさせらるかということだと私は思うわけであります。先ほど来言つきましたように、肉牛生産というものは進んでいない、生産コストも下がっていない、こういう現実の中であります。片や国際価格、牛肉自由化の影響ということになると、この合理化目標価格とこの保証価格をどうさせるのか。この考え方というのは、要するに、合理化させて生産コストを落として一緒にする、こういう形になるわけですから、先ほど来言つきましたように、生産が進んでいない、あるいは日本との条件等々考えると、かなり政策的に強化しないと、合理化目標価格と保証基準価格を一緒ににする農家がつぶれてしまうということになると思うのです。そうすると、そういう面でかなり生産コストが下がるまで長期にわたってこの制度を維持しなければならぬ、こういうことになると私は思

うわけでありまして、そういう面で合理化目標格についてどういうふうに定めていこうとするか、その辺の見通しについて簡単にお願ひをしたいと思います。

○京谷政府委員 合理化目標価格の決め方に、この基本的な趣旨といふものは、御提案し、御審議賜っております法文の中にも書いておりますが、より「牛肉の国際価格の動向」、「あるいは肥育牛の健全な発達を図るため肉用牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として、決めるということになつておるわけでございますが、保証基準価格等一定の格差をもつて、肉用牛生産の合理化を要する合理的な費用の額等からみて、肉用牛生産の健全な発達を図るためにもそのとおりだと思いますが、現実の生産コストをできるだけ早くこの合理化目標価格水準に近づけていくたけの努力というものはやはり相当必要であると考えております。

そのため、御承知のとおり、今回の關稅収入相当額のいわゆる特定財源をもとにした施策の内容といたしまして、繁殖經營における子牛の生産コストを引き下げるために必要な各種の施策、例えば飼養規模の拡大、あるいは放牧その他粗飼料の生産基盤の整備、それからまた繁殖面でのコスト低下に非常に大きく響きます分娩間隔の短縮、あるいは子牛の事故率の低下等といった手段をもつままして、子牛の生産コストを低減させるための別途の政策努力というものが並行して必要であつて、そういうふうに私どもは考えておるわけでござります。

それらの努力、もちろん政策的な努力あるいはまた生産者の皆さん方の御努力をいただきながら、一定の期間は必要でありますけれども、現実の生産コストをこの合理化目標価格水準に近づける努力をしていく必要があるというふうに考えます。

○前畠委員 時間が来ましたので最後にしますけれども、ともあれ、大臣、この保証価格の設定、合理化目標価格の設定、それがこれからは政府とお話しでございます。

しての畜産政策のすべてを表現すると私は思いますが。同時にまた、これは一步間違うと本当に繁殖農家をつぶし、農家をつぶすという事態になる。生き残るのは企業性を含めた大きな規模だけだという形で、農家を大事にする、農家の心がわかる大臣としてはとんでもないことになると思いますので、くれぐれもその辺の保証価格の設定等々はお願いをします。

同時にもう一つ、事業団のことについて最後にちょっと伺いたいと思います。

先週の質問にもありましたけれども、いわゆる畜産事業団、汚職事件があった、職員が逮捕された、あるいは輸入牛肉の談合事件が報道された、あるいは四億円に上る利子補給というのが不必要に払われていた等々、事業団に対する国民的な不信というのがあるわけですね。にもかかわらず、今度の法律で一千億円にわたるこの経費というものを不足払いでもって事業団さんが取り扱う、こういうことになつているわけであります。したがつて、国民的な信頼を回復するという意味からも、この事業団の運営についてはかなりの改善を要求されると私は思うのです。同時にまた、それに向かって農水省としては事業団の監督といふことをより強化しなければならぬと思うわけでありまして、そういう面で、最後に、大臣、価格保証の問題の基本的なあり方の問題と事業団の問題についてお答え願つて、私の質問を終わりたいと思っています。

○佐藤国務大臣 価格保証の問題につきましては、先ほど来畜産局長から重ねて御答弁申し上げておりますとおりでございます。

しかし、数字はともかくとしたしましても、何としても畜産農家が存立できるということに焦点を合わせてすべてを取り運んでおることは間違ひございません。そういう意味において、このたび御審議をいただいている畜産二法もぜひとも早く結論をお願いいたしたい、御可決をお願いいたしたい。同時に、いろいろな意味での予算措置等についても万全を期してまいりたい。そういうこ



自由化に必ず持つていくように合意をしようといふ主張に対し、農業の特殊な性格からいつて長期的といえども農産物貿易を完全自由化を持つていいのはできない、政府の何らかの措置というものが農業には必ず必要であるという立場、これはE.C.あるいは日本、それから北欧などが主張している基本的な立場でございますが、そういう長期の議論についても主張が分かれおるわけでございまして、收れんをいたしておりません。

それから短期措置につきましては、一九八九年、それから一九九〇年の交渉終までの二年間にとりあえず保護措置のある程度凍結をし、かつある程度下げるという方向が浮かび上がってきておるわけでございますが、それにつきましても一挙に引き下げまでにはいくべきではなくて、單に現状を凍結する程度にとどめるべきであるという主張が一方でござります。他方では、単なる現状の凍結だけでは不十分で、ある程度保護水準を引き下げるところまで合意すべきであるという主張もござります。それからまた、我が国も、短期的にとりあえずの緊急の措置を講ずる必要性は認めつつも、各国の政策的な自由度といいますか彈力性を留保した形でそういう措置が合意されるべきであって、各國の政策運営を余りがっちり縛るような内容の合意は短期措置としても望ましくないというような主張を行つておりまして、この短期措置についてもそれぞれの国の主張が必ずしもかみ合つていいわけでござります。

そういった長期、短期の議論をモントリオールの会議におきましてどのように收れんさせていくのかということにつきまして、今後残された一ヶ月の期間に公式ないしは非公式の会合を通じて相当議論が濃密に行われていくものと思われますけれども、現時点では、モントリオールで合意されるであろう長期あるいは短期の措置の内容がどの程度のものに熟度が高まっていくのか、予測することは非常に困難でございます。

いざにしましても、私どもは、既に昨年の十一月に出してございます日本の農産物交渉につい

ての提案の大枠ができるだけ維持するような形でE.C.あるいは日本、それから北欧などが主張しておる米を、一方日本も飽食の国で米をもてあまして本論がおろそかになつては困りますから、こちらでこの問題については縮めくりたいと思います。

○安井委員 少し問題が大きくなりましたので、第一番目には、友好国アメリカと二番目には言われるわけでありますけれども、今までの約束ほどのやりとりでもおわかりのように、向こうはもう割り切つているわけですから、友好国だから日本に甘くしてやるなんという考え方は彼らはさらさら持つているわけじやないわけであります。し

たがつて、反論すべきものはきちつと反論していくわけですが、その結果として、反論すべきものはきちつと反論していくわけです。ですから、モントリオールで農業の基本問題まで立ち入るということになつておきたいと思います。

第一番目には、議論を米だけに限定せず、農産物全体に広げた主張にしていただきたいと思います。日本はかたくなに農産物の輸入を拒んでいます。二番目には、議論を米だけに限定せず、農産物は守れません。そのことが一つです。

二番目には、議論を米だけに限定せず、農産物は守れません。そのことが一つです。

時間がありますので、御注文ということだけにしてはどうかという点であります。

○佐藤国務大臣 お急ぎのようですから簡単に答えます。

私が友好国と申し上げているのは、友好国だからどちらがよく見ようとか甘える気はございません。今、米の問題に関して言えば、アメリカの大統領選挙に私自身の発言が利用されるとか発言していないことが多いわけであります。しかし、それは選挙のときだからという向こうの事情もありましょう。しかし、そういうことに私が結果として内政干渉になら、そういう立場をぜひ貫いていただきたい。

三番目は、ガットは輸入产品という格好で物を

見ていくわけであります。もうと食糧問題といふ観点を入れ込むわけにはいかぬのかとお話をされているわけではありません。同じ国連の機関の中でもF.A.O.は食糧問題という立場で農業の問題を考えるということであります。世界の中で飢餓の地帯があることであります。一方では、飢え死にをする人が全く無視されている。こういう構図になつてゐるのではなかと思います。ですから、ウルグアイ・ラウンジで農業の基本問題まで立ち入るということになつておきたいと思います。

第一番目には、友好国アメリカと二番目には言われるわけでありますけれども、今までの約束ほどのやりとりでもおわかりのように、向こうはもう割り切つているわけですから、友好国だから日本に甘くしてやるなんという考え方は彼らはさらさら持つているわけじやないわけであります。したがつて、反論すべきものはきちつと反論していくわけですが、その結果として、反論すべきものはきちつと反論していくわけです。ですから、モントリオールで農業の基本問題まで立ち入るということになつておきたいと思います。

第一番目には、議論を米だけに限定せず、農産物全体に広げた主張にしていただきたいと思います。日本はかたくなに農産物の輸入を拒んでいます。二番目には、議論を米だけに限定せず、農産物は守れません。そのことが一つです。

時間がありますので、御注文ということだけにしてはどうかという点であります。

○佐藤国務大臣 お急ぎのようですから簡単に答えます。

私が友好国と申し上げているのは、友好国だからどちらがよく見ようとか甘える気はございません。今、米の問題に関して言えば、アメリカの大統領選挙に私自身の発言が利用されるとか発言していないことが多いわけであります。しかし、それは選挙のときだからという向こうの事情もありましょう。しかし、そういうことに私が結果として内政干渉になら、そういう立場をぜひ貫いていただきたい。

三番目は、ガットは輸入产品という格好で物を



ざいましたように、対象になります子牛の月齢の最小限のところを四ヵ月というふうなことで考えておるわけでござります。

○安井委員　ねれ子の取引の問題について今お触  
制度の対象になります段階まで哺育・育成をする  
過程をだれかが担つていかなければいけないわけ  
でございますが、その一環といたしまして、御承  
知のとおり、乳肉複合経営という形で肥育素養に  
確実に提供されるような行程というものを担う担  
い手を育成する対策を進めることを通じまして、  
酪農経営に対するご入れというものは十分に確  
保されいくものというふうに私ども考えておる  
次第でございます。

なりましたけれども、現実の問題として、そういうふうな形で行われているということだし、特に今度商業系統の大型な肉経営というものが始まるということになればおさらそういう取引の方向が進むのではないかという見通しもありま  
す。ですから、そういうような意味で、完全なぬれ子という言葉が当てはまるかどうかわかりませ  
んけれども、一月半ぐらいまでに下げてほしいな  
という意向が出てくるのもこれは当然だし、それ  
から、農業共済の方は対象はたしか六ヶ月以上と  
いうことになつていると想いますが、これも、六  
ヵ月以上というようなことになるとほとんど対象  
がないのです。ですから、これもぜひ引き下げて  
ほしいという要求が出しているわけで、この点につ  
いても関係の方からお答えをいただきたいと思いま  
す。

とにかく、せっかく制度ができても加入者がいないようなことになつてしまつてはもうどうにもならぬわけで、今もうわずか一四%ぐらいで、乳離を中心にして今私申し上げていいわけですが、一四%ぐらいのままでそれがふえないなんということになつたら、一体何のために我々が苦労してこんな法律をつくったのかということになるわけです。その点についてのお答えをお願いします。

対象年齢が現在六ヶ月以上ということになつていいのが実態に合わないのでないかという御質問だったと思うわけでございます。

現しまして加入率を高めていくための努力をしまりたいと考えておるところでございます。

○安井委員 これはまだ時間がありますので、あれこれ事情を十分勘案したものとして御検討をせひ願いたいと思います。

確かに現在の家畜共済では乳牛の加入資格年齢は家畜の取引月齢を勘案しまして六ヶ月以上ということになつてゐるわけでございますが、それだけで一律に規制しているわけではございません

ますので、さらに御検討を願いたいと思います。それから、合理化目標価格の問題も先ほどおられますけれども、参考人として救仁郷さ

関税収入ですが、子牛価格もこれによつて左右されしていくわけですし、価格低落というふうな状態になりますと非常に大きな財源が必要になつてくるのではないかとも思われます。したがつて、

灾害補償法の八十四条に規定をしているわけでござりますが、その同じ規定の中に主務大臣が特定の地域について別の定めをする場合にはそれでいいことと、う規定がございます。具内にははれども

化目標価格に誘導するというようなことになる。牛生産の維持拡大を阻害することになってしまふ。ですから、かなり長期の期間を目標として定していかなければならぬのではないか。(長期)

十分な財源対策が必要です。特定財源となる関税の水準を、最終段階五〇%ということになつておりますが、その後も引き続いて少なくともその率を保持するということが必要であり、それでも財原不足となるといふような事態が生じた場合、別途の

要望、取引の実態等を勘案いたしまして、実情に合わせて月齢を六ヶ月未満でも、一ない二ヶ月若齢のものも対象にする道が開かれておるわけでございまして、この特例措置を適用している地域

いうのは何年かわかりませんが、二十年か三十年か、それは数字では言いませんけれども、かな  
長期間での考慮というものが必要ではないかと  
いますが、その点どうですか。

財源で補てんをするくらいの構えが必要ではないかと思います。その点どうかということが一つ。それから、単年度で関税収入が余つてしまふと、それを翌年度に積み増すということが何かで

が、例えば四ヵ月まで引き下げているのが兵庫、宮崎、それから五ヵ月まで引き下げている県が七県ございます。これは県一円でもそういう措置がとれますし、特定の県内の限定された地域を対象

○京谷政府委員 この法案で決めております合  
化目標価格水準でございますが、この価格水準  
目標にいたしまして国内の子牛生産コストの低  
を図つていくことが必要になるわけでござい

きないんだそうですね。その年はその年で何かに使つてしまわなければいけないというふうな仕組みだというふうにも聞くのですが、その点はどうなんでしょうか。次年度にずっと蓄積ができて、

に今申し上げたような月齢の引き下げを適用する地域を取り上げることもできるわけでございますので、御要望を踏まえて実態を勘察いたしまして、そういう可能性を大いに活用していくたいと思つ

す。実際にこれを達成する期間、どれくらい要るかという問題について、御指摘のとおり、私もごく短期間にこれが可能になるというふうに考えておりませんし、また、これを実現してい

後にいかなる事態が起きるかわかりませんので、たとえ一年間で使い余してもその後に使えるような、そういう建前が必要なのではないかと思います。この二点について……。

○京谷政府委員 乳用種の子牛につきまして、子牛価格安定制度への加入率促進についてお話をさいました。

ためには、この生産者補給金制度のみではな  
く、生産コスト低減のための政策的な援助であ  
りますとか、生産農家自身の各般の御努力といふ  
のが必要であるというふうに考えておるわけで  
ございます。その二つ才原こゝまでして、実は本

○京谷政  
府委員 本法案で予定をしております特  
定財源としての関税收入相当額につきましては、  
なかなかいろいろ変動要素がございまして、固定  
的な予測値を出すのは難しうございますけれど  
も、仮定のもとでの算定では幾つも予測

現行の手形料金の割合は確かにこれが最も多くあるが、一方で手形料金を支払うために数種類の手形があるため、手形料金を支払うべき手形の割合が必ずしも正確ではない。私どもも、新しい制度を円滑に発足させ適正化するためには乳用種の加入率を高めていくためにも、一四%ヘルメートの数値でござりますけれども、一四%ヘルメートであるということは御指摘のとおりでござります。私どもも、新しい制度を円滑に発足させ適正化するためには乳用種の加入率を高めていくためにも、一四%ヘルメート

度で予定をしております関税相当額の特定財源中で、そういった援助に必要な経費も特定財源使途の対象として織り込んでおるつもりでござります。

率水準そのものをどう考えていくかという点につきましては、輸入枠撤廃後三年間については過減をしますけれども、具体的な数値というものが保証をされておるわけですか。

いくことが大変大きな課題であるといふに認識をしております。そういうことから、先ほども申し上げましたとおり、雌子牛につきまして肥育に回るものについては加入対象にしていきますとか、あるいは保証基準價格につきまして現行制度のもとで新制度発足前に価格改定を実

いずれにしましても、私どもとしても、できだけ早く合理化目標価格水準で国内の生産コストが賄えるという状況をつくりたいと思っておるわけでございますが、それがごく短期間で実現したいものであるということは私どもも認識をおるところでござります。

四年目以降については、御承知のとおり五〇%というレベルを上限にいたしまして、ウルグアイ側はラウンドにおける関税交渉において具体的に決めていくことになろうと思いますが、私どもとしては、やはりその時点における内外の肉用牛生産をめぐる状況というものを十分踏まえて、国内に

おける肉用牛生産の存立を確保していくるといふ観点に立つて、必要な関税率水準を確保していくたいというふうに考えておるわけでございます。そのことを前提にして、関税収入の絶対値といふものは、おおむね一千億円の総額を下回ることがないのではないかというふうに当面考えておるわけでございます。

一方で、その用途につきましては、御承知のとおり今回の制度でつくります生産者補給金その他の政策経費に充てるわけでございますが、これらに要する経費として十分なものが確保されるというふうに考えておるわけでございます。

また、この関税の収入相当額を特定財源にするということの意味は、先生から御指摘のございました年度間の財源調整の問題にもかかわるわけで

ございますが、法文の中に、余裕があつた場合に使い残したものは、年度を越して通算をして後年まで使用のために、やはり特定財源として算定をされていくという規定を設けておりますので、年次度間の調整はこれで十分確保されるというふうに考えておる次第でございます。

**○安井委員** まだコストダウンのための飼料の問題とかいろいろあるわけがありますけれども、一つ負債整理の問題について、これが畜産農家の非常に大きな重荷になつてゐるわけあります。現在、大家畜についての対策もあるわけでありますけれども、それがもつともと充実されて強化されしていくことが必要ではないかと思います。どうですか。

**○京谷政府委員** 最近におきます畜産經營の収益性、御承知のとおり規模拡大がそれなりに進展をしておりまして、生産性の向上が見られるわけであります。また、ごく最近少しあなつた様相を示しておりますけれども、この数年来、配合飼料価格が比較的の安定的に推移をしてきたということをさして、総体として見ますと収益性は改善をされてきているというふうに私ども認識をしております。

つてきただというような、經營の一部に負債が固定をしておるというふうな問題が酪農あるいは肉田牛生産双方に見られるわけでございまして、これに対処しまして、御承知のとおり各種の制度資金との貸付条件についての緩和措置でありますとか、あるいは自作農維持資金の的確な運用、あるいはまた、それに加えまして畜産特別資金といったような形で特別の低利資金の融通措置を行ってきております。

最近におきましては、御承知のとおり本年度、六十三年度の畜産物価格を決定する際に、この問題に対処するために、六十三年度から五カ年の計画で新たに大家畜経営体質強化資金という形で新しい低利融資の道を開いたわけでございます。本年度スタートをすることにしておりますこの大家畜経営体質強化資金そのものにつきまして、今回の牛肉輸入枠撤廃等という事態に対応します緊急的対策の一環としまして、当初予定しております融資枠を拡大しますとか、あるいはまた融資対象の条件というものを若干緩和する措置を今回の緊急的対策として追加的に行うことを見込んで検討しておるところでございます。

いずれにしましても、この大家畜生産農家の

債問題は一つの大きな課題であると考えております

持ち時間が終わりになつてまいりましたので、幾つかの問題ははしょりまして、最後に畜産振興事業団の問題をお尋ねしてまいりたいと思います。

大きな変動期に事業団が入ってきたという感じを感じて受けたわけであります。業務内容の変動に基づいて組織運営あるいは職員の数等についていろいろな動きが出てくると思うのであります。それはどういうふうなお見通しを持っておられるのか。

それから、特に六十五年までは新しい仕事も含めてむしろ仕事はなんだん増加していくわけですが、

すね ところか 一元の階層まで来たら自由化と  
いうことで様子ががらりと変わってくる。そういう  
うような中で、職員の皆さんのが不安なく引き続  
仕事ができるように、そういうふうな措置を今の  
うちから十分に講じておいていただかなければなら  
ぬのではないか。雇用の確保の問題について、  
事業団の側においても、それからきょうは大臣か  
らも伺っておきたいと思ひます。

それからもう一つは、これは先ほども前島委員長の指摘にもありましたように、事業団に絡んだ諸合の問題だとか、いろいろな形で批判が出しているわけであります。この問題については私どもも、問題を取り上げた朝日新聞の話を聞いたし、それから事業団側のお話を聞いたが、なかなかわから

ないですね。こちらは調査権を持っていないものですからよくわからないのですけれども、問題がないというような御説明もございました。しかし、いざれにしても何が一つのターゲットになつてていることだけは間違いないわけです。こんな事ない牛肉を食べさせるのは事業団だ、悪いのはあいつだという素朴な見方の中には加わっているのであります。

はないかと思うのですけれども、そういうような問題もあります。したがって、いろいろと改善すべき点がたくさんあるのじやないかと思うのですが、仕事の内容も変わったこの際でありますだけに、業務内容の徹底的な改善についても御努力を願いたい。理事長からも、それから大臣からも最後に同つておきたいと思います。

○今村参考人 御指摘のとおり、輸入牛肉につきましては事業団の取扱量は急速に増大していくものでございます。そうして、御指摘のように、十六年変化なりますと、輸入牛丼に全くタッチ

いという急激な変化をもたらすわけでございま  
す。しかも、その間に新しい業務が並行してスタ  
ートするということで、これに適切に対応してい  
くということは事業団としてなかなか大変なこと  
であるという認識を私たち十分に持つておるわけ  
でございますが、どうしてもその期間うまく乗り  
切つて新しい業務に移行する必要があるわけでござ  
います。

そのようになることではございませんが、一

方、輸入牛肉の増加量の大部分は売買同時に入札方式、いわゆるSBS方式によつておるわけでござりますので、そういうSBS方式の取扱量が増加いたしましたと、事業団としてSBSの部分につきましては、在庫管理だとか、要するに売り渡し事務を行ふ必要がなくなるわけでございます。

同時にまた、SBS方式が導入されると、事業団が直接元販を行ひます輸入牛肉につきましても、売り渡し方法を市場売りを中心にして弾力、単純化することができます。また、取扱部位も代表的なものに集約できる。あわせて電算化の推進しておりますし、また対応していかなければならぬその他によりまして、限られた人員の中ではございますが、何とかこれに対応していくると考えておりますし、また対応していかなければならぬ

と思っておられる次第でござります。

は、肉用子牛の生産者補給金の交付業務を担当することに相なるわけでございまして、これは状況の推移を見ながら、十分行政府の指導も受けながら検討をしてまいらなければならないことであると思っております。

いずれにいたしましても、今後の体制、業務の推移に伴いまして、職員の身分の安定について十二分に留意をいたしまして、雇用の不安を生ぜしめないように十分意を用いてまいりたいと考え

ておるところでござります。

けでございます。しかし、輸入商協議会からの改善措置も踏まえまして、今後このような疑惑を招くことを防止をいたし、同時に円滑な自由化への推移という観点から、所要の改善措置をとることにいたしまして、大臣に御報告を申し上げたところでございます。

他の委員会に今お出になつてゐるようでございりますので、それは大臣がお見えになつてからお尋ねをしたいと思います。

のものにこの数量拡大枠を設定するという基本的な考え方で対処をいたしまして、最終的にこのような水準で双方の了解を取りつけたわけでござります。

の最終で、そうしますと、需要量それから国内生産量、輸入量はどういう数字になりますか。

○京谷政府委員 今ちょっと具体的な数値、資料をチェックをしておりますので、後ほど資料を取り寄せまして、お答えをいたしたいと思います。

○水谷委員 今の答弁でも、国内の生産に対する

○佐藤国務大臣 今ほど今村理事長から答弁がございません。この件は、正さないといふ心構えで、職員と一体になつてその業務を推進していくつもりでございますし、また改善をすべきところがあれば、十分検討を加えて改善を進めることにいたしたいと存する次第でございます。

一九九〇年度までの毎年、総輸入枠六万トンの  
増加の問題についてでございますが、これは最終  
的に三年間で十八万トン、「プラス」をされる。この  
数量は、大変な輸入数量になるわけでございます  
が、この枠を許容された背景には、我が国におけ  
る牛肉の需給動向等も明確に検討され、把握をさ  
れた上でこれらの数字が確定をさせていった経過が

の筋肉基本方針を出しておるわけでございますが、この中で予定をしております牛肉の需要量、六十年の基準に対し一・五倍程度の増加という推定値を持っておるわけでございますが、昨今の円高の進行等によりまして、国内での輸入牛肉の流通価格といふものは相対的に低くなつて行くであろう、そのことを通じまして国内の需要も、当初この筋肉基本方針で考えておりましたテンボよりも

伸び率、これはかなり想定よりもスローーダウン、そういう観点からこの輸入の枠の六万トン消化も可能である、そのように明確におっしゃったわけではありませんけれども、そのように受け取れる内容であります。これは輸入自由化へ向かっての三年間の経過措置、そういう背景はよくわかりますけれども、我が国の農業、いわゆる米と畜産は二本の柱である。特に、この畜産というものは今後広大をしていくべき、国内農業の立場づけとして

引き続き行われる業務、新たな使命を持つての業務、これらが適正に進められていくよう念じておるところでございます。

また、一部マスコミに報道された疑惑問題とか、談合問題等につきましては、御答弁をけさほど来ていただいておりますように、指導監督の責任を持た

があるはずであります。さらには、完全自由化までの間の経過措置である三年間に、この価格水準がどういう形で推移をしていくと判断をされて、そしてこの六万トン総枠、三年間の数字が決着がついていったのか、その辺のことについて経過を含めて、それからこれから三年間の見通しをどのように設定をしておられるか、最初にそれをお

かなり需要量の増加テンポが高まるということが多い見通されておるわけでござります。  
一方、国内生産につきましては、私ども、七十年度の目標値としまして基準年の六十年をベースにしまして一・二倍程度の生産量増加ということを想定しておりますが、最近の状況を見ますと、国内生産の増加テンポは一%程度という水準でございまして、当面、この経過期間中

拡大をしていくべき、国内農業の位置づけとして  
は大変重要な立場にあるわけであります。そういう  
う意味からいきますと、やはり国内の生産量の取  
り組みについてもそれなりの真剣な位置づけとい  
うものが必要であろう、こういうふうに考えるわ  
けであります。どうも生産をある程度積極的に推  
進するという態度ではないような感じが全体的に  
してならない。その点は指摘をしておきたいと思  
います。

○安井委員 進めでまいります。  
○菊池委員長 終わります。  
○菊池委員長 今村参考人には、ありがとうございました。  
午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

○京谷政府委員 ただいま先生から御指摘ございましたように、先般の日米、日蒙間の牛肉貿易についての決着内容の一つといたしまして、本年年度から昭和六十六年度の輸入枠撤廃までの期間、三年間にわける牛肉総輸入量の拡大数量につきまして、年間六万トンという拡大数量を合意をしておるわけでございます。

よりも大きくなってくるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

そういうことから、今回合意を見ました、毎年輸入量を六万トン増加するという対処の仕方によりまして、このこと自体が国内の需給を大幅に乱す、というふうなことはないと考えておりまするし、また、今回の合意で決めましたこの六万トンにつきましては、御承知のとおり、現行制度で畜

それから、価格水準の変動について、この三年間の経過措置の間、いわゆる輸入総控を六万トンずつ拡大されていく中で、国内産のいわゆる乳肉はもろんであります、和牛、この辺の価格がどういう形で推移をしていくだろうと見通しをされておりますか。

午後一時一分開議  
○菊池委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

大きな数量を日本の国内市場は吸収し得るのではなかいかといふような主張が大変強かつたわけでございますが、私どもとしては最近の国内におきます牛肉の需要量の推移、それに対する国内生産の

○水谷委員 塩屋二法の審議に入る前に、今回の牛肉・かんきつ交渉の経過を踏まえて、冒頭何点か御質問をしたいと思っておりましたが、大臣が

の増加テンポにつきまして、輸出国側はもう少し大きな数量を日本の国内市場は吸収し得るのではないかというふうな主張が大変強かつたわけでございますが、私どもとしては最近の国内におきます牛肉の需要量の推移、それに対する国内生産の動向、また牛肉の価格水準について消費者の皆さん方が欲している状況等々を勘案いたしまして、我が国の国内牛肉市場において吸収し得る範囲内

畜産振興事業団が一元的な輸入扱い手としてその大部分を売買操作をしております。もしこれが、畜産振興事業団の持つております調整機能を果たさることによりまして、この六万トンの輸入量増加に伴う国内市場における不測の事態に対する対応の仕方はあり得るというふうに考えておるところでございます。

増加ということを考えた場合の需給見通しをどう考  
えるかということでございますが、私ども最近  
の国内生産の状況あるいは需要の動向を考えます  
と、六十五年度におきます輸入数量は、毎年六万  
トン増加ということで三十九万四千トンになるわ  
けでございます。この時点におきます国内生産に  
ついては、先ほど申し上げましたように国内の生  
産が資源的な制約もございまして大変停滞的であ

るという状況を踏まえますと、四十万トン前後ではなかなか、こういう見通しを持っておりません。したがいまして、需要規模としては、ただ八十万トン程度、これは部分内ベースでの数量でございますが、そういった需給規模を想定しておられるとこでございまして、最近の国内生産あるいは国内需要の動向を考えますと、こういった形でバランスをすることになるであろうということを見通しております。

それから、ただいまお話をございました国内生産量の増加についてどういう努力をしておるかという御指摘でございますが、私どももかねてから牛肉の国内需要については安定的に拡大をしておるということで、農業部門の中でも大変重要な戦略部門であるという観点で各般の施策を進めておるわけございますが、昭和五十七年ころに生じました子牛価格の急速な低下という事態の中で、子牛の繁殖意欲が大変停滞をした時期がございまして、繁殖のもとになります繁殖用雌牛の屠殺等が進行いたしましたために、その後の再生産がなかなか思うように伸びない。

それからもう一つ、国内の肉用牛資源の大変重要な部門でございます酪農部門におきまして、御承知のとおり、牛乳・乳製品についての需給規模

といふものが昨年あたりから若干変わった様相が

牛資源の生産意欲が非常に停滞をしたというふうな事情が重なりまして、国内の牛生産量を増加させるもとのになります肉用牛資源が非常に停滞的

な状況におきましては、子牛価格が比較的好調である、あるいはまた牛乳・乳製品についての需給事情がかなり変わった様相を見せておるといふこともございまして、肉用牛生産についての意欲といふものが大分回復をしてきていくといふ

状況を踏まえますと、四十万トン前後ではなかなか、こういう見通しを持っておりません。したがいまして、需要規模としては、ただ八十万トン程度、これは部分内ベースでの数量でございますが、そういった需給規模を想定しておられるとこでございまして、最近の国内生産あるいは国内需要の動向を考えますと、こういった形でバランスをすることになるであろうということを見通しております。

それから、ただいまお話をございました国内生産量の増加についてどういう努力をしておるかと

いう御指摘でございますが、私どももかねてから牛肉の国内需要については安定的に拡大をしておる

ということで、農業部門の中でも大変重要な戦

略部門であるという観点で各般の施策を進めてお

るわけございますが、昭和五十七年ころに生じ

ました子牛価格の急速な低下という事態の中で、

子牛の繁殖意欲が大変停滞をした時期がございま

して、繁殖のもとになります繁殖用雌牛の屠殺等

が進行いたしましたために、その後の再生産がなかなか思うように伸びない。

それからもう一つ、国内の肉用牛資源の大変重

要な部門でございます酪農部門におきまして、御

承知のとおり、牛乳・乳製品についての需給規

模といふものが昨年あたりから若干変わった様相が

牛資源の生産意欲が非常に停滞をしたというふう

な事情が重なりまして、国内の牛生産量を増加

させるもとのになります肉用牛資源が非常に停滞的

な状況におきましては、子牛価格が比較的

好調である、あるいはまた牛乳・乳製品について

の需給事情がかなり変わった様相を見せておるとい

ふともう一つ、肉用牛生産についての意欲といふものが大分回復をしてきていくといふ

ふうに思うわけでございますが、そういう中で今回の将来に向けての牛肉輸入枠の撤廃という事態というものが、長期的に国内の肉用牛生産の縮小あるいは停滞ということにならないようには諸般の対策を仕組んでいく必要があるというふうに考へまして、大変困難な状況はあるわけでございますけれども、国際交渉を通じて確保しました経過期間あるいは国境調整措置というものを踏まえながら可能な国内対策を講じて、国内の生産の維持、確保に努めたいということで今回の法案も御提出を申し上げておるところでございました。

○木谷委員 局長、価格水準の変動をどういうふうに見通していらっしゃるか。

○京谷政府委員 価格の問題につきましては、私どもとして考えておりますところは、今回の国際交渉の結果、輸入枠の拡大あるいはまたさらにそ

の先に輸入割り当て制度の撤廃という事態を控えまして、総体的に見ますと低下をするということを覚悟していかなければいけないというふうに考

えております。ただ、そういう輸入牛肉の数量増加あるいは価格水準の影響を受けるその程度といふ

うものは、国内の伝統的な肉用牛資源でございすけれども、現在輸入牛肉の国内における販売価格形成の中を見ますと二五%の現行関税、事業団の売買差益を関税で換算すれば約七〇%と読める

ことになりますと、現在は九五%関税といふことになりますと、それが三年後には七〇%水準へ移行しなければならない。この点についてはどういうふうに思われます。

○京谷政府委員 御指摘のとおり、直近におきま

す現行制度のもとで輸入される牛肉につきましては、二五%の定率関税に加えまして、畜産振興事業団を通じた一元的な売買操作を通じまして、関

税率に換算をして約七〇%程度の売買差益が計算され、国内の流通価格が形成される、こういう仕組みになっておるわけでございます。

○京谷政府委員 御指摘のとおり、直近におきましては、二五%の定率関税に加えまして、畜産振興事業団を通じた一元的な売買操作を通じまして、関税率に換算をして約七〇%程度の売買差益が計算され、国内の流通価格が形成される、こういう仕組みになっておるわけでございます。

○京谷政府委員 保護水準につきまして、私ども先ほど申し上げましたとおり本年二月に策定をしました飼肉基本方針におきまして、安定的な国内供給、消費者に受け入れられる価格形成というこのためにも、この基本方針のもとでできるだけ早く二、三割程度

にしておりますように、これらの牛肉市場の円滑な発展を確保していくためには、生産コストの低下の努力を続けながら、消費者の納得し得る価格での生産物の提供というものが必要でございま

すので、各種の構造改善策あるいは技術改良等を

通じまして、生産コストを現状の水準から二、三割程度引き下げていくという国内目標を掲げてお

るところでございまして、そういう考え方によれば、輸入枠撤廃後の定率関税を二五%、六〇%、五〇%というレベルでの定率関税を課すことを通じまして、それに国内で生産されるものの品質格差を考えれば、国内の生産に対する保護水準として十分な機能が果たせるものではないかというふうに考えておる次第でございま

す。

○木谷委員 次に、緊急調整措置について伺いま

す。この発動水準について、「発動基準は、前年度の輸入実績又は輸入可能量(高い方)の一〇〇%」、こうなっております。ここに言われる輸入実績は

ということになりますと、輸入可能量というのはどういうことを覚悟していかなければいけないというふうに思っております。ただ、そういう輸入牛肉の数量増

加あるいは価格水準の影響を受けるその程度といふ

うものは、国内の伝統的な肉用牛資源でござい

ますけれども、現在輸入牛肉の国内における販売価

格形成の中を見ますと二五%の現行関税、事業団の売買差益を関税で換算すれば約七〇%と読める

ことになりますと、現在は九五%関税といふことになりますと、それが三年後には七〇%水準へ移行しなければならない。この点についてはどういうふうに思われます。

○京谷政府委員 御指摘のとおり、直近におきま

す現行制度のもとで輸入される牛肉につきましては、二五%の定率関税に加えまして、畜産振興事

業団を通じた一元的な売買操作を通じまして、関

税率に換算をして約七〇%程度の売買差益が計算され、国内の流通価格が形成される、こういう仕

組みになっておるわけでございます。

○京谷政府委員 保護水準につきまして、私ども先ほど申し上げましたとおり本年二月に策定をしました飼肉基本方針におきまして、安定的な国内供給、消費者に受け入れられる価格形成というこのためにも、この基本方針のもとでできるだけ早く二、三割程度

にしておりますように、これらの牛肉市場の円滑な発展を確保していくためには、生産コストの低下の努力を続けながら、消費者の納得し得る価格での生産物の提供というものが必要でございま

すので、各種の構造改善策あるいは技術改良等を

通じまして、生産コストを現状の水準から二、三割程度引き下げていくという国内目標を掲げてお

るところでございまして、こういった私どもの目標とで、だけ整合性のとれる国境措置を確保す

る必要があるということで交渉を重ねたわけでござ

ります。

○京谷政府委員 さあ、私は、この二月に策定をしま

しておりますように、これらの牛肉市場の円滑な発展を確保していくためには、生産コストの低減を進めていくという目標を設

定しておるところでございます。

○木谷委員 さあ、私は、この二月に策定をしま

しておりますように、これらの牛肉市場の円滑な発展を確保していくためには、生産コストの低減を進めていくという目標を設

定しておるところでございます。

○京谷政府委員 さあ、私は、この二月に策定をしま

しておりますように、これらの牛肉市場の円滑な発展を確保していくためには、生産コストの低減を進めていくという目標を設

定しておるところでございます。

○木谷委員 さあ、私は、この二月に策定をしま

しておりますように、これらの牛肉市場の円滑な発展を確保していくためには、生産コストの低減を進めていくという目標を設

量よりも減った場合には、それを観念的に想定される輸入可数量というレベルまで引き上げた上で、トリガー数量を設定する必要があるということを先方が大変固執をいたしまして、これを受け入れたということでございます。

え方、先生から御指摘ございますように、今回の日米、日豪協議において、前年の輸入実績または輸入可能量のいづれか高い方の一〇〇%といううりガーレベルの決め方をしておるわけでございますが、これは、私どもとしては、最近におきます

を使った輸入制限措置を発動したのは大変限られ  
ておりますし、このトリガーレベルの数量を基礎  
にしまして具体的な輸入制限措置を発動したのは  
一九七六年の四分一、四半期、それ一回だけであ  
ると承知しております。

けでありますから、それを無視することはとてもできるはずではありません。しかしながら、我が国の国内における牛肉生産のための必要な措置、国境措置については、十分そこは配慮をして取り組んでいくよということもあわせて明確にしてお

実はこのような取り決めの仕方、要するに現実の輸入実績数量とその年に予定をした輸入可能数量といふものがギャップがある場合には、その高い方をとるんだというふうなトリガーニュンバーについて、例えば日米間で織維協定を結んでおりますけれども、これは日本が輸出サイド、アメリカが輸入サイドということで一定のルールを決めておるわけですが、その際の考え方としても、実績値が予定された量よりも低い場合に、輸出国側の利益をある程度そんたくしていくという観点で、この輸入可能量という概念を用いましてある特定年のトリガーニュンバーを適正に定めるという方式をとっておりまして、その例も勘案いたしましてこのような概念を使用しておる、という経緯でござります。

え方、先生から御指摘ございますように、今回の輸入可能量のいれか高い方の一〇%というトリガーレベルの決め方をしておるわけでございますが、これは、私どもとしては、最近におきます我が国の輸入牛肉の推移、それから先ほどお話をございました今後当面三ヵ年間六万トンずつの輸入枠拡大をするという、この数値を見てみますと、六十一年、六十二年の輸入数量の推移は年率大体一九%で増加をしております。さらにもう、当面六万トンの増加というものを年平均にいたしますと大体二〇%である。そういう最近の流れをベースにしまして、このトリガーレベルを決める際の年増加率二〇%ということはまあ妥当なレベルではなかろうかと考えておるわけでございま

を使った輸入制限措置を発動したのは大変限られおりまして、このトリガーレベルの数量を基礎にしまして具体的な輸入制限措置を発動したのは一九七六年の四分一、四半期、それ一回だけであると承知をしております。

それから、このよきな肉食輸入法の体系によつてアメリカが一定の輸入調整措置を発動している制度を持つておりますが、そのもとでアメリカが輸入を許容している量があるわけでござります。それを実態的に見ますと、最近の状況では全体の需要量に対して六名に相当する輸入量になつておる、こういう状況に相なつております。

○水谷委員 故しいかどうか、これはいわゆる緊急措置でございまして、こういうものはびしつとした水準でないと問題が派生してくるおそれがあるわけです。そういう意味では私は局長と違う判断

けでありますから、それを無視することはとても  
できるはずではありません。しかしながら、我が  
国の国内における牛肉生産のための必要な措置、  
国境措置については、十分そこは配慮をして取り  
組んでいくよということをあわせて明確にしてお  
いていただきなければならぬと思つておきま  
いますが、いかがですか。

○京谷政府委員　お話のとおり、今回の対外交渉  
の結果といたしまして、牛肉についての輸入控撤  
廃後の国境調整措置につきましては、通常税率を  
確保するほか緊急調整措置を三カ年について確保  
しておるわけでござります。

四年目以降の問題につきましては、通常税率に  
ついては五〇%を上限にしてウルグアイ・ラウン  
ドの関税交渉において対処をしていく。それから  
緊急調整措置につきましては、ウルグアイ・ラウ

○水谷委員 アメリカが持つております食肉輸入法、この中でもトリガーネットという決め方があるわけであります。年間の輸入数量が輸入制限数量、すなわち過去の輸入実績を基礎に国内生産の状況を考慮して決定する、その輸入制限数量の一〇〇%を超えると予想される場合は国別割り当てを行い、輸入制限を行う、こういうふうになつてゐるわけです。私は今回のこの発動基準は大変高い基準を設定し過ぎているのではないか。これを超えるといふ事態になつたときは、本当に国内生産というのは大変な状況になるのではないかなと思うわけであります。

ちなみに、アメリカの食肉輸入法におけるトリガーネット、例えば国内消費全体に対するパーセントでいくとどのくらいの数量でこのトリガーネットを決めているか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

よりも、過去の安定的な時点における年平均の輸入量を基本にいたしまして、その後の需給規模の推移で一定の調整を行いまして決める数量。過去のある安定的な時点におきます年平均輸入量をベースに、需給規模に応じて調整をしたある特定年について考えられるいわば適正輸入量を基本上しまして、それに一〇〇%を掛けたものがアメリカの食肉輸入法でのトリガーカー数量として決められておるものでございまして、日本が今回アメリカ、豪州との間で合意をした緊急調整措置の中で使っておりますトリガー数量の決め方と基本的に仕組みが違うわけでございます。したがいまして、どちらかが輸入に対し厳しくまた輸入に対して制限的であるかという比較は直接には難しいわけでございまして、私どもとして、日本が輸入に對して大変緩やかな規制をしておるとは必ずしも考えておりません。

いたしのでいたしのかたとして居ておられます。ますので申し上げていいわけであります。まして、今おっしゃったとおり、アメリカ国内での輸入実績というのはいわゆる国内商品に対して6%と非常に数字が低いわけであります。先ほど一九〇〇年の数字をおっしゃいましたけれども、国内生産と輸入量は大体同じくらいの量、我が国の場合は五〇%輸入という、これよりもさらに二〇%ふえていくという設定をした緊急措置の発動基準というのには余りにも譲り過ぎたのではないか。これはお答えは要りません。私が指摘をさせていただきます。

それから、この合意の内容の中で、一九九四年度以降はウルグアイ・ラウンド交渉結果及びガットのルールに整合性のとれたものとする、また通常関税の場合はウルグアイ・ラウンドの関税交渉のベースとする、こういうふうになっておりますが、このウルグアイ・ラウンドにおける農業貿易の新しいルールづくりを目指して今やつておるわ

私どもとしては、この四年目以降の問題につきまして、具体的なウルグアイ・ラウンドにおける関税交渉をどのような形で進めるのかまだ詰まつてしまふせんけれども、それがいかなる状況に相なりましても、我が国の国内におきます肉用牛生産の存立を守っていくという基本的立場に立って具体的な交渉の場に対処し、その基本的な立場を貫くよう最大限の努力をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○水谷委員 大臣、お見えになりましたので、大臣に何点かお伺いをしたい。

率直なところ、今回この二法の審議に入つております、国内対策の万全を期すという観点から我最も真剣に取り組みをしているわけでありますが、その法案の中身はざることながら、大臣に何点か、今回のこの牛肉・かんきつ交渉の経過等を踏まえて、私が感じている感想も含めてお尋ねを

○京谷政府委員 ちなんに、アメリカの食肉輸入法におけるトリガーレベルを決める考  
数量、例えば国内消費全体に対するパーセントでいくとどのくらいの数量でこのトリガーレベルを決めているか、ちょっと教えていただきたいと思  
います。

て、どちらが輸入に対し厳しくまた輸入に対して制限的であるかという比較は直接には難しいわけですが、私どもとして、日本が輸入に 対して大変緩やかな規制をしておるとは必ずしも 考えておりません。

度以降はウルグアイ・ラウンド交渉結果及びガツ  
トのルールに整合性のとれたものとする、また通  
常関税の場合はウルグアイ・ラウンドの関税交渉  
のベースとする、こういうふうになっております  
が、このウルグアイ・ラウンドにおける農業貿易  
の新しいルールづくりを目指して今やつておるわ

率直なところ、今回この二法の審議に入つてお  
ります、国内対策の万全を期すという観点から我  
も真剣に取り組みをして いるわけであります  
が、その法案の中身はざることながら、大臣に何  
点か、今回のこの牛肉・かんきつ交渉の経過等を  
踏まえて、私が感じて いる感想も含めてお尋ねを

○京谷政府委員 このトリガーベルを決める考

ただ、アメリカの場合には、このトリガー数量

の新しいルールづくりを目指して今やつておるわ

踏まえて、私が感じている感想も含めてお尋ねを

○京谷政府委員 このトリガーベルを決める考

ただ、アメリカの場合には、このトリガー数量

の新しいルールづくりを目指して今やつておるわ

踏まえて、私が感じている感想も含めてお尋ねを

山家集

それは、今ウルグアイ・ラウンドにおける農業貿易ルールづくり、もうすぐモントリオールの中間レビューというこういう時期を迎えていたときだ。間に、この牛肉・かんきつ交渉の経過の中で、我が危惧を抱いたり国民がまたいろいろなことで政府に対しているいろいろな感情を抱かれた。それらの経過をつかり踏まえて、今後の我が国のいわゆる農産物貿易における理念といいますか長期ビジョンというか、我が国の食糧の安定供給、さらには我が国農業、農林水産業の存続、活性化、発展、こういう観点に立ってのつかりとしたお取り組みをより一層お願いをしたい、こう考えるからお尋ねをするわけでございます。

確かに、いわゆる輸入制限措置というものをとれるようになつてゐる。先ほどそういう発動をしたところがないとおっしゃいますが、やはり買つてももう方は弱いものでして、お客様の意向に沿わなければならぬといふので自主調整をおやりになつて、そこまではいかないところでとまつてはいますけれども、そういう明確なものをびつと持つてゐる。ECにおいても高率課徴金、いわゆる可変課徴金制度を明確に持つて、実質的には輸入の禁止的措置を明確に保持している。我が国だけが三年後完全輸入自由化、こういう解決を迫られた。これは、我々がどんなに譲つてもこの交渉結果というものは我が国の畜産、農業、あらゆるものを見た場合――ましてそれは三年後という非常に短い期間でこれがやつてくる。これは、当然納得もできないし、不満であり、怒りがあり、現場では大変なお気持ちを皆さんお持ちになつてることは当然であります。

そこで、私も大臣、そして竹下総理に予算委員会等の席で、交渉のきなかいわゆる牛肉・かんぎりましたアメリカの食肉輸入法、カナダでも同じ内容の食肉輸入法、これらを持ち、実質的には明確に、いわゆる輸入制限措置というものをとれるようになつてゐる。先ほどそういう発動をしたところがないとおっしゃいますが、やはり買つてももう方は弱いものでして、お客様の意向に沿わなければならぬといふので自主調整をおやりになつて、そこまではいかないところでとまつてはいますけれども、そういう明確なものをびつと持つてゐる。ECにおいても高率課徴金、いわゆる可変課徴金制度を明確に持つて、実質的には輸入の禁止的措置を明確に保持している。我が国だけが三年後完全輸入自由化、こういう解決を迫られた。これは、我々がどんなに譲つてもこの交渉結果というものは我が国の畜産、農業、あらゆるものを見た場合――ましてそれは三年後という非常に短い期間でこれがやつてくる。これは、当然納得もできないし、不満であり、怒りがあり、現場では大変なお気持ちを皆さんお持ちになつてることは当然であります。

の態度はどうなんですかといふことで何度もお尋ねを申し上げました。政府の答弁は、大臣も總理も自由化は困難であります、この答弁で終始なきれてまいりました。外交交渉ですから、相手があること、こちらの思うとおりに物事が運ぶなどということはあり得ない。しかしながら、我が國の政府の方針、また国民が期待をされている政府が通していくこうという徹底した姿勢がなければ国民にこたえていくことはできないと私は思うわけでありります。

さてそこで、昭和五十九年四月、山村（スミヤマ）博士は、ク会談における交渉の結果、我が国は四年後も拡大の交渉という立場を主張し、その時点で既にアメリカは四年後の交渉はもう梓の拡大の交渉などはありませんよ、完全自由化のテーブルに着く上に外にない、こういう認識をお持ちになつておつた。昨年私どもがアメリカへ参ったときも、もう梓の交渉などというのは全然考えておりませんぞ、自由化しかないですよ、このような話もあり、また我が党の訪米団が現地に伺った折も、ヤイターワークから、もう四年前にその話は申し上げてあるはずだ、それ以外に我が方では一切交渉に携わる者はいはず、それはございませんよ、こんなやりとりがあつた。これはもう国民すべてがよく御存じのことであります。

をいたしました。私から見れば、これは譲りに譲りに譲った決着内容だな、こういうふうに考え、残念であります。そういう事態が起きてこないためにも、交渉における双方の意見の食い違いであれ何であれやはりそこに明らかにしておく、そして最終交渉の時点に向けてのそれぞれの努力を続けていくんだ、こういう基本的な考え方といいますか姿が必要であったのだらうというふうに思います。

大臣が二度も訪米をされた。大変な御苦労だったと思います。ところが、一説には官邸筋からの強い力で、交渉がもうそういう形で決着をつけざるを得ない。日米友好という大局の中に、またいわゆる貿易の出超、そういう経済全体のマクロの観点から、この牛肉問題については最後まで徹底的に闘うということは許されない国際環境、そういうような高度な判断から今回の自由化の決着がつけられた、こう論評する人たちもおります。私は、それが全部そうだという判断には立っておりません。しかし、先ほど申し上げたように輸入自由化を実施する時期が三年という非常に短い期間、また可変課徴金の問題を出してもとてもこれは受け入れられなかつた。EC諸国からすれば、日本がそういう主張をし、ECと同じような立場でもともにこのアメリカとの交渉に立つ、そういう姿をECの諸国は願つて、陰ながら声援を送られていたのではないのかな、そんな感じもするわけあります。が、これもだめ。また可変関税の導入についてもだめ。また緊急輸入制限の発動条件、先ほど指摘しましたこの条件も、私から見ればこんなことではなかなか発動ができるんではないかと思うほどの水準等々、内容について非常に厳しい厳しい内容であった、このように考えるわけであります。

大臣、今私は、私の感想を含めて申し上げました。事実関係がそのとおりであると主張しているわけではございませんが、しかしながら、今問題にならうとしている米についてのいろいろな交渉における問題についても、発言といいますか両国

の立場に違いがあつて当たり前でありまして、そんなに簡単に一致するところは出てこないはずで。ところが、それは常に違いを内外に明らかにしながら、そして交渉に当たつていくという中途半端な玉虫色で、向こうがそう判断するのはやむを得ない、我々はそう言つてはいるのではないのだよ、こんなではなくて、そうは言つてませんよ、明確なはつきりとした区切りといいますか、そういう姿を出していくべきであつただろう、そういうふうに考へるわけでございます。

大臣、本当に一番御苦労された方にこういうことをお尋ねするのは、大変私も心苦しい点はあります、しかし、将来のためにと思つてお尋ねをしたわけでありますので、大臣の御所見を伺つておきたいと思います。

**○佐藤国務大臣** 牛肉・かんきつ、それでまた米もつけ加えての感想、いろいろ御指摘をいただきました。

は、それが全部そだという判断には立っておりません。しかし、先ほど申し上げたように輸入自由化を実施する時期が三年という非常に短い期間、また可変課徴金の問題を出してもとてもこれは受け入れられなかつた。EC諸国からすれば、日本がそういう主張をし、ECと同じような立場でともにこのアメリカとの交渉に立つ、そういう姿をECの諸国は願つて、陰ながら声援を送られていたのではないのかな、そんな感じもするわけであります。が、これもだめ。また可変関税の導入についてもだめ。また緊急輸入制限の発動条件、先ほど指摘しましたこの条件も、私から見ればこんなことではなかなか発動ができないんではないかと思うほどの水準等々、内容について非常に厳しい厳しい内容であった、このように考えるわけであります。

の立場に違いがあつて当たり前であります。そんなに簡単に一致するところは出てこないはずで、ところが、それは常に違いを内外に明らかにしながら、そして交渉に当たつていくといふ。中途半端な玉虫色で、向こうがそう判断するのはやむを得ない、我々はそう言つてゐるのではないのだよ、こんなのはなくて、そらは言つてしませんよ、明確なはつきりとした区切りといいますか、そういう姿を出していくべきであつただろう、そういうふうに考へるわけでございます。

大臣、本当に一番御苦労された方にこういぢことをお尋ねするのは、大変私も心苦しい点はあります、しかし、将来のためにと思つてお尋ねをしたわけでありますので、大臣の御所見を伺つておきたいと思います。

○佐藤国務大臣 牛肉・かんきつ、それではまた米もつけ加えての感想、いろいろ御指摘をいただきました。

幅広な御質問でございますので、順序がどうなるか危惧をいたしておりますけれども、山村・ブロック交渉、そのときの認識、これはアメリカ側と日本側との間に大きなずれがあつたのではないかということで、相手は、四年後になればもう完全自由化だと思っていたのではないか、そのずれは一体どうなつているかとからまず申し上げますと、私どもはそらは考えておらない。今日までの山村・ブロック会談、あるいはそれをさかのぼるケネディ・ラウンド関税交渉の当時から数えれば二十年間、中川・ストラウス会談から數えて十一年近く、そしてその後の山村・ブロック会談、こういうものがあつて、それぞれの主觀が違う。

しかし、言葉の上だけで主觀が違うと申し上げるのではなくて、かつてこつちもこう解釈してお

とが両国首脳の間で話し合われたということは、四月一日からの完全自由化なんということが決まっていたらそんな合意が首脳間でできるはずがない。私はそう信じておるわけでございまして、いろいろな御批判もございましょうが、とにかくテーブルづくりに全力を挙げてきました。テーブルをつくってみたところがなかなか大きなずれがある。外交交渉でござりますので、今日の段階におきましてもその中身についてつぶさに御報告申し上げるわけにはまいりませんけれども、いずれにしておもうぎりぎりの選択。

いろいろ問題はあるらうかと思ひますけれども、しかしれにしても、これも当初から申し上げておった国際化の中で孤立をしてはならぬ、しかし我が国の食糧政策に将来禍根を残してはならぬ、この二つのことを常に頭に置きながら進めてきたつもりでございますので、そのようなことで御理解を賜れば幸いである。その一連の国内措置の関係で、ただいま御審議をいただいている畜産二法といらものがあるということをございまして、またこれが成立に向けて格別の御協力もいただきたいたい、心からお願ひを申し上げる次第でございま

なお、ウルグアイ・ラウンドのことにつきましてもよつとお触れになりました。  
農業交渉グループの実務的な作業といふもの、  
また、直下の二つの問題である、

回目の交渉において、特に一回目の交渉は八十時間に及ぶ長期にわたる交渉でございました。それでおかつかなぎなずれがあるということで、実質的には決裂をしたかのような形で実は別れてきました。その後、三回目が東京で行われた。こういう経緯にございまして、御批判、御不満は方々にいらっしゃるかということは承知をしながらも、私としては本当にぎりぎりの選択をし、そして外交渉で決着をつけ、あわせて国内措置、これをもって補つて、そして肉牛生産の存立を守るということに全力を尽くしたつもりでござります。

その国内措置につきましては、財政当局から今までにない理解をいただくことができた、この点は私も自負いたしております。早々にそういう時期が来ればいいがなと念願し続けております。

追加補正予算、ここにもまたそれがかかわってくる、またいろいろな他の予算措置にもかかわってくるなど、いろいろな点でひとつフローをしていたしまして、そして将来に向けて、必ず今ある生農農家というものがそろばんがとれていくようになければならぬという念願に燃え尽くして措置を進めてきたつもりであります。

は、もう随分したらしい形で話し合いを進めております。そして、大枠のウルグアイ・ラウンド、新しいルールづくりの中間レビュー、ここにおいて、農業問題だけではないいろいろな問題が議論されることになっております。中間的に、長期的に、短期的にどう進めていくかという議論がされる。その中で、米だけ抜き出してまた議論しようとするという手法はいかがなものか。

R M A のことについては直接にはお触れになりませんでしたけれども、私は、条件つき却下という U S T R の結論が出たときの談話でも申し上げたように、今までの明らかな経緯からして極めて遺憾であるということを談話として発表した次第でございまして、いずれ今おっしゃるように、E C の課徴金制度あるいはウエーバーあるいはケアンズ・グループの提案、そういうものが全部一緒になって議論されるに至れば、米を含めた農産物について議論をすることはやぶさかではない、議論を避けようとして逃げの姿勢はとらぬ、そして私は、我々が今日まで主張してきたそのことを貫き通すという決意でもって臨んでおるということを申し上げておきたいと思うわけでございます。

そうするとアメリカUSTRは、ヤイタ大使は、いわゆる市場アクセスということについてあの浜田発言の正確な表現、私が調べたところによりますと浜田発言は、我が国としては、ウルグアイ・ラウンドにおいて、各国の持つ主要な問題とともに基礎的食糧に関する議論が行われる場合には、市場アクセス問題について議論することを回避しようとするものではない、こういう表現であったと思うわけです。ところが、今御紹介したヤイター大使の発言を見ると、そうではなくて大分踏み込んで向こうはおとりになつていらつしやる。この辺のこと、先ほど私が牛肉交渉の経過の中で感想を交えて申し上げた点が心配をされる点であるわけです。

今の大臣のお話、答弁を伺っておれば、いわゆるウェーバーの問題、ECの可変課徴金の問題、ケアンズ・グループの提案等々、それぞれの国が持つている問題をすべてテーブルに全部出して議論をするのであればそこに、米の問題も議論の中に入ることについてはやぶさかではございませんよ、こういう基本姿勢である、このように今おつしゃつたわけです。

ついては我々は決して拒むものではない、しかし  
ながら、米の市場アクセスについての議論のみが  
突出しているような感触は非常にまずい、こうい  
うこととは明確にしておくべきである、こう考える  
わけです。そういう意味で御質問をするわけであ  
ります。はつきりとしたお考えをここにおいて示  
しておいていただきたい。

もう一つは、ガットと絡めて、ガットの条項に  
照らし合わせて今日まで農水省、政府の態度は、  
あの十二品目のペナル裁定が下るまで、いわゆる  
I.Q.、国家貿易品目について市場アクセスを認め  
なくてよろしいんだ、例外であるという立場をお  
とりになってきた。ところが、ガットのあの十二  
品目のペナルの裁定の結果、ミニマムアクセスど  
ころかI.Q.、国家貿易品目も十一条の義務免除の  
対象にはならぬのだというようなペナル裁定が出  
てきた。それに対してでん粉、粉乳・練乳につい  
ては自由化は困難である、できないという我が国  
の態度をとり続けていらっしゃるわけですが、こ  
れらとあわせながら、この米の市場アクセスにつ  
いての我が国としての明確なお考えを、ぜひこの  
国会の場ではつきりとおっしゃっていただきたい  
と思うわけであります。

とを、大臣に先にお答えをいただきまして恐縮でござります。

ウルグアイ・ラウンドにおける問題について同僚議員から再三、浜田発言なるもの、さらにまたUSTRやイター大使発言等を踏まえて、またさらには今おっしゃった佐藤農林水産大臣談話などを含めて、いろいろ議論がこの場で行われました。先ほど私が申し上げましたように、ヤイターフ発言の中を見ても、詳しく申し上げられませんでした。これは竹下総理大臣初め日本政府の首脳がこうした約束をしたのである、こんなことをヤイタ大使の発言の中に見ますと、これは一体どういうことだと。

そうするとアメリカUSTRは、ヤイターフ大使は、いわゆる市場アクセスということについてある浜田発言の正確な表現、私が調べたところによりますと浜田発言は、我が国としては、ウルグアイ・ラウンドにおいて、各国の持つ主要な問題とともに基礎的食糧に関する議論が行われる場合には、市場アクセス問題について議論することを回避しようとするものではない、こういう表現であったと思うわけであります。ところが、今御紹介したヤイターフ大使の発言を見ると、そうではなくて大分踏み込んで向こうはおとりになつていらっしゃる。この辺のこと、先ほど私が牛肉交渉の経過の中で感想を交えて申し上げた点が心配をされる点であるわけである。

今の大臣のお話、答弁を伺っておれば、いわゆるウェーバーの問題、ECの可変課徴金の問題、ケアンズ・グループの提案等々、それぞれの国が持っている問題をすべてテーブルに全部出して議論をするのであればそこに、米の問題も議論の中に入ることについてはやぶさかではございませんよ、こういう基本姿勢である、このように今おっしゃったわけです。

市場アクセスの問題なんですね、ずっとこう。この表現だけが必ず出でてきている。ここにやはり先生方は、中間レビュー、モントリオールではこの市場アクセスの問題について日本は一步踏み込んだ発言をしてくるであろうし、もしそういうものが全然見られないということになれば、先ほど大臣もおっしゃった条件つき却下ということになりますから、それが見られないときには再提訴を促す、ヤイター大使みずからがＲＭＡに対して再提訴を促すということまでおっしゃるほど、実は大変な期待をお持ちになつていらっしゃる。これはまずいのではないか、そんな期待を持たせるような發言があつたのではないかのではないが、そういう意味では明確じやございませんぞ。米の問題、すべてをテーブルに着いて議論をすることについては我々は決して拒むものではない、しかししながら、米の市場アクセスについての議論のみが突出しているような感触は非常にまずい、こういうことは明確にしておくべきである、こう考えるわけです。そういう意味で御質問をするわけあります。はつきりとしたお考えをここにおいて示しておいていただきたい。

さいますが、外交交渉として真剣に努力を重ねてまいりました。そして、ペネルでいろいろ議論をされ、その結果がどうなるか、先行きはどうなるかという見通しも、戦術、戦略にかかることがあります。先ほど申し上げますように、国際的に国際化の流れの中で孤立をしてはならぬ。同時に、我が国の農産物の生産体制、そういうものについて我々はどのような措置をとるべきか、こういうことを念頭に置きながら、あわせて今まで携わってきた人たちが迷惑をこうむらないようになど思っているかということについて頭を痛めながら、努力を重ねてきた結果があのような結果でございます。

引き続き、牛肉・かんきつの問題は先ほど申し上げたとおりでございます。そういう中につつて米の問題は、率直に申し上げますが、東京で牛肉・かんきつ交渉を行いますために来日したヤイタ代表が、私に最初に会ったときに、マンスフィールド大使とともにリン農務長官の発言について説明がございましたし、一国間では米の問題は扱わないという、そのことも取り扱いについてはちゃんと一致しているわけでございますから、私は明確にそのまま国会にも答弁を申し上げ、今日に至つておるところでございます。

しかし、アメリカ側からの報道あるいは日本に駐在しておる報道の一部によれば、何か私どもにもやや然としない報道が一部あるということは極めて残念でございます。そういう報道に氛囲気づくりをされておるわけでございません。議論は整々として、議論を行う場になれば整々たる議論を主張し続ける、主張し貫きたい、こういうことを申し上げておるわけでございますから、どうかひとつ、それをもって私どもの明確な意思表示であると御理解を賜れれば幸いだと思っております。

○水谷委員 私が突出してそういう質問をいたしましたのは、市場アーカセスというこのことです。これはそういうアメリカ側の期待にこたえることは困難である、これはそうとつてよろしいわけです。  
○佐藤國務大臣 そのとおりであります。  
なぜそのとおりだと言うか、それは国会決議もちょうだいをいたしております。政府を代表して私が、その御決議に対して所信を申し述べております。それ以上もそれ以下もございません。  
○木谷委員 それでは、次に移ります。  
牛肉の国際貿易について見ますと、一九八六年の世界の牛肉生産量は約四千四百万トン、こういうふうに数字が出ておりますが、その中で輸出、いわゆる出回り量というのが9%程度。また、我が国が輸入可能な口岸の非汚染国からの輸出量はその半分。日本が輸入できる国は、豪州、アメリカ、ニュージーランド、カナダといった少数の国に限られるわけです。アメリカは、ことしの干ばつの影響により穀物急騰で肉牛が減るのが心配だ、その傾向が出ているようあります。また牛肉生産は、いわゆるキャトルサイクルや気象の影響、こういう問題が片方にあり、さらには価格面でも為替とか外交関係、いろいろ国際経済情勢等においてもかなり変化が出てくる。供給数量そのもの也非常に不安定、価格も不安定、そういう中での安定的な輸入を確保するという見通しは非常に難しいものがあると思うわけであります。  
それらについては、先ほど申し上げましたように、輸入量が需要量の50%を超えていくわけですが、さいますから、そういう意味ではこの見通しが確たるものでないと、国民に対しての政府の責任は大変まずいことになるわけでありますので、その見通し。私が今指摘を申し上げましたことに對してどういうふうに見通しをし、そのしつかりし証といいますか、こういう論点、こういう論拠、大丈夫ですかとおっしゃるのか、お尋ねをいたしたい。

貿易事情につきましては、おおむね先生の御指摘にござりますよう、世界的な生産量の中で貿易に供される量が全体の9%。さらにまたその絶対量は、我が国の立場で考えました場合には、悪性传染病の国内侵入を防ぐという観点で、口蹄疫の非汚染国に限定して輸入先を選定していくかなければいけないという制約もございますので、さらに輸出市場が制約されるという性格を持つておるわけでございます。

現在まで私どもが行つております牛肉輸入につきましては、この口蹄疫の非汚染地域の中で展開されておりますアメリカ、豪州あるいはカナダといった地域からの輸入でございますが、相対的に我が国の輸入量がふえていく、あるいはまた今後発展途上国における国内需要もふえて、それに対する供給もしていくという要素を考えると、この国際的な需給関係というものが、いろいろな変動要素はあるかと思ひますけれども、やや堅調に推移するであろうことが中長期的には予想されるわけでございます。

ただそのことが、我が国の輸入が非常に制約されていく事態というものは、これまで直近時点までの対日輸出国の状況を考えますと、そう危機的な状況にあるとは私ども考えられないわけであります。しかしいずれにしましても、その品質問題等も考えますと、一定の規模で国内の消費の動向に応じまして、品質、価格面で国内生産で可能なものを生産していくことは、国内農業の維持発展という点はもちろんでありますけれども、食糧の安定供給という観点からも大変大切なことであらうかと考へておるわけでございます。

御指摘ございましたように、アメリカあるいはオーストラリアといった主要な対日輸出国の生産事情、キヤトルサイクルあるいはビーフサイクルと呼ばれるような周期変動を持つております。あるいはまた、ことしのアメリカの干ばつに見られますように、非常に短期的な気象変動による影響もあると思ひますが、全体としての生産量

「 というものは、我が国の需要量に比較しますと相当大きなものでござります。いろいろな変動要素はありますものの、対日輸出が大変危機的な状態になるような生産状況にこれらの大変危機的な状態になることは、非常に想定していくわけでございますけれども、国内での生産体制の整備強化ということを考えながら、安定的な輸入も含めて、全体としての牛肉需給関係の安定発展というものを考えていく必要があると考えておるところでございます。

○水谷委員 それでは、法案の中身について何点かお尋ねをいたします。

先ほども議論がございました、この制度が、特に肉用子牛生産安定等特別措置法案を本当に実効あらしめるためには、保証基準価格、合理化目標価格、これが実際に実態に即した形、さらには政策誘導目標といいますか、その目的に向かって適切にこれが設定されていく。現状もそこにちゃんとついていく。現状を踏まえられた上でそれが適切に機能していくという形でないと、これはちゃんととも役に立たない法律、制度になってしまふわけであります。

この保証基準価格の水準について、いろいろ御検討をされておると思いますし、まだこれから検討しなければならない点もたくさんあると思ふうわけであります。が、保証基準価格の算定要素といいますか、すばりいろいろ伺つてみますと、現在の水準ぐらいは何とかそのままやつていきたい、こういう発言もあるわけでございます。その点、保証基準価格の水準見通し、どういう算定方法を考えておられるのか。例えば、現行の肉用子牛価格安定事業における保証基準価格の算定方法等と関連して、どういう形での算定を考えておられるのか、まずそれを伺つておきたいと思います。

あわせて、合理化目標価格の具体的な設定の方、金額も大体このぐらいかなというふうなところぐらいまで何か見えそうであります。が、その辺まで検討をしておられるのかどうなのか、お尋ねをいたします。

○京谷政府委員　ただいま御審議をいただいております新しい子牛生産者補給金制度の根幹的な仕組みといたしまして、御指摘のとおり保証基準価格それから合理化目標価格という問題があるわけでござります。いろいろ御議論はこれまでもございましたが、この保証基準価格あるいは合理化目標価格の算定の基本的な考え方につきましては、御提案申し上げております法案の規定に書いてあるところでございますが、具体的にこれをどのように算式で算定をしていくかということにつきましては、現時点では私ども確定的と申しますか一義的な方式を念頭に置いておらない、まだ持つてないというのが率直な状況でございます。

レベルを一つの日安として、これから具体的な算定方式なりそれに基づく水準の検討をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

組めば頑張れるなど、そういうものがなければだめなんです。

この保証基準価格といふものは、そういうことも全部ひくくるめて、メンタルな影響力もひくくるめて、現行水準程度というふうなとらまえ方ではなくて、よくこれから先検討していただきたい。私は、二十九万二千円といふこの数字では、かつての五十八、五十九のことを考えると、現段階でとてもとてもこれでは難しいな、その辺の価格についてはよく検討をし、そして対応できるが、証基準価格を設定をしていかなければならぬと思うことが一つあります。

特に、むしろ收支関係を考えた場合に、若干の

生産条件、需給事情等々の条件を勘案して、国内の再生産を確保していくということを目途に適切な算定方式を確立し、これに沿った妥当な水準を決定していくべきだ、とおもいますが、その予想される水準についても、決して私どもも固定的な数値をもっておるわけではありませんが、いろいろなこれまでの関係者の御意向等をそんたくをいたしまして、やはり現在の価格安定制度で確保しております保証基準価格水準というものがあるわけでございます。

足するのが昭和六十五年度と考えておりますので、それまでの間に畜産振興審議会等におきましていろいろな御意見を承って、その上で算定方式の確立、具体的な水準の検討、具体化ということを進めてまいる所存でございます。  
○水谷委員 二つ申し上げておきたいと思いま

牛価格安定制度などがあるが、やはり判断の基準であって、まず価格政策ありき、そこへ先に据えるということのないよう、二点申し上げておきたいと思います。

次に、財源の問題でございますが、特定財源としていわゆる関税收入を充て、そしてこの肉用牛の牛価格安定制度というものを支えていかれるわけですが、この財源については、農水省の専

門家の皆様方また大蔵 いろいろ交渉されたり數字をはじめたりしておられますから自信を持つていらっしゃるんだろうと思いますが、人々が非常に観念的な問題として、恒常に不足するというふうな事態、形式論として考え方のないわけでござりますけれども、私ども実体論として

つきましては、現在十三万四千円といふふうな全国統一水準になつておりますけれども、これにつきましても、乳用種についての輸入枠撤廃の影響が大きい、あるいはまた加入率が現状においては大変低いといふふうな状況も踏まえまして、新しい制度が発足する前に、本年度から明年度にかけて現行制度の運用を改善をいたしまして、現行制度の保証基準価格を若干の体重換算を行いまして、十六万円といふふうなレベルに改定をしていくということを当面の緊急対策の方針として検討をしておるところでございまして、そういった

一つは、五十八年、五十九年、このときも各県で行つてゐる、多少のはらつきがあるとはいへ、肉用牛価格安定事業があり、保証基準価格二十九万一千円というものがありました。にもかかわらず、和牛子牛が激減をいたしました。そういうことを考えますと、この数字だけの問題ではないなど。まあ、これは基本的な問題でありますけれども、冒頭私も申し上げましたが、国内における大家畜生産いわゆる肉牛生産は政府も真剣に今後も振興し、全力を挙げてこれは支援をし、拡大発展をさせていきたい、そういう農業におけるチャンピオンである、頑張れ、自由化のそういういろんな圧力の中でも見事に育てる、応援をするぞといふ安心といいますか、経営者いわゆる取り組んでおられる生産農家の皆さん方が、これから打たれていく国内対策で本当にこれはしっかりと取り

○京谷政府委員 お話をさいましたように、今回  
の肉用子牛生産安定等特別措置法におきまして  
は、ここで予定をされております子牛生産者補給  
金の財源、その他肉用牛生産の合理化及び食肉の  
流通合理化等に必要な関連施策の経費の財源とい  
たしまして、昭和六十六年度以降、牛肉及び特定期  
牛調製品についての関税收入相当額を充ててい  
くということを明示しておるわけでございます。

適切ではなかろうかというふうに考えておる次第でござります。

○京谷政府委員 お話をさいましたように、今回  
の肉用子牛生産安定等特別措置法におきまして  
は、ここで予定をされております子牛生産者補給  
金の財源、その他肉用牛生産の合理化及び食肉の  
流通合理化等に必要な関連施策の経費の財源とい  
たしまして、昭和六十六年度以降、牛肉及び特定期  
肉調製品についての関税收入相当額を充ててい  
くということを明示しておるわけでございます。

○水谷委員 次に、子牛の輸入の問題についてお尋ねをいたしておきたいと思います。

肥育農家の一部には、現在の関税割り当て制度の子牛二万五千頭、いわゆる関税ゼロの子牛の枠、これらをもつとふやし、輸入について、外国種の非常に肥育しやすい品種とか、それから非常適切ではなかろうかというふうに考えておる次第でございます。

にいろいろな条件に強い肉用牛、これらの子牛をできるだけ多様化した、各國から輸入をしたい、そして不安をとつていただきたい、いろいろ肥育、繁殖ともにあるわけです。子牛の輸入については、検疫体制の問題等もあって、それが拡大をするとということはなかなか困難である、こんな答弁についてはかねてから聞いております。

しかし、こういう自由化という事態を展望しますと、やはり子牛を輸入し、そして肥育農家がその子牛から徹底的なコストダウンを図った生産体制の中でコスト低下を図られるいわゆる牛肉を提供されるというこのシステムづくりの中でも、子牛の輸入といふものは非常に大事な位置づけになるのではないか、こういうふうに思います。

そういう意味で、もう一つは、保険的に考えて五十八、五十九みたいなことがないために、この子牛の不足、いわゆる通称言わされている不足払い制度を導入するわけですから、そんなことがあっては困るんだが、しかし肥育農家の側から見れば、どんな事情であれ、いざれにしてもこの子牛の絶対量が非常に逼迫してくるということは、肥育農家のいわゆる命にかかる問題にもなる。そういう意味では、子牛の輸入については今までの考え方から一步進んで、農水省もしかとした取り組みをすべきときに来ているのではないか、こう思ふわけあります。

この関税割り当ての数量の問題等も含めて、子牛の輸入について検討されているか、どういうふうに今後していくか、お尋ねをしておきたいと思います。

○京谷政府委員 御指摘のございました肥育素牛の一つの供給形態として輸入の問題がありますこと、私どもも承知をしております。牛肉と申しますが仕上がった肉用牛の生産費の中でも、素畜費が大変大きなウエートを占めていますし、その軽減を図るという意味で、比較的安い外国産の肥育素牛の輸入というふうな問題が従来からあるわけでございます。

私ども、こういった外国産の肥育素牛の輸入問

題につきましては、基本的には国内の子牛の需給情報を勘案いたしまして、これを処理していく必要があります。素畜の問題については、先ほど来はあるという考え方を持っておりますが、あわせ植ともにあります。子牛の輸入については、検疫体制の問題等もあって、それが拡大をするとということはなかなか困難である、こんな答弁についてはかねてから聞いております。

しかし、こういう自由化という観点

疫能力にも、実は一定の限界があるわけでござります。

大変厳しい行財政事情のもとでござりますけれども、漸次検査能力の拡大に努めておりまして、私どもとしては、国内における子牛の需給事情及び検査能力の状況というものを踏まえて適切な輸

入を確保していくという意味で、御承知のとおり

関税免除によるいわゆる関税割り当て制度の運用を行つておるわけでござりますけれども、その割り当て数量につきましては六十二年以降その規模

をかなりあやしまして、六十二年、六十三年度

をわかりますので、お答えをいただきたいと思

います。

まず一点は、我が国のえさの問題についている

いきます。これは、いわゆる転作作物としても採算ベース

に合らんじやないか。日本列島であれば全国各地

についても、乾田、湿田などいう形でも、ごろごろ

して石ころのよくなそなところでもそれ

に踏み込んで、現在そういう形での研究でござ

りますから、それが今度はコスト計算とかいろいろなことをしていただきなければならぬし、じ

たくさん伺いたいことがあります。絞ってお尋

ねをいたしますので、お答えをいただきたいと思

います。

たくさん伺いたいことがあります。絞ってお尋

ねをいたしますので、お答えをいただきたいと思

います。

まず一点は、我が国のえさの問題についている

いきます。これは、いわゆる転作作物としても採算ベース

に合らんじやないか。日本列島であれば全国各地

についても、乾田、湿田などいう形でも、ごろごろ

して石ころのよくなそなところでもそれ

に踏み込んで、現在そういう形での研究でござ

りますから、それが今度はコスト計算とかいろいろなことをしていただきなければならぬし、じ

たくさん伺いたいことがあります。絞ってお尋

ねをいたしますので、お答えをいただきたいと思

います。

の流通生産コストの低減を図るという上で検討すべき課題、問題提起されておるわけでござります。また、お話を中でございましたように、大規模な生産者にならうかと思ひますが、自家配合というふうな形での利用の仕方についての要望もふえておるわけであります。

これらの問題につきまして、私ども、いろいろ内部での論議を進めておることは事実でございますけれども、まだ確定的な具体的措置の結論を得るに至っておりません。牛肉あるいは肉用牛生産コストの低減を図るという究極目標に沿いまして、こういった配合飼料の生産農家の入手がより合理的な価格水準で実現していくようの方途は何か可能であるかということについて、私ども検討を進めておることでございまして、できるだけ早く具体的な結論を得て必要な措置を具体化したいということで勉強しているところが現実の状況でございます。

それから、流通飼料の中で特に肥育経営と非常に関連の深い大麦の問題につきましても、問題の御提起ございました。御承知のとおり、食用大麦とあわせまして食糧管理制度の中で扱われておるわけでございます。食糧管理制度との関連もございまして、なかなか具体的な方策を論議するような状況に相なつておりますけれども、やや中長期的な課題としていろいろ勉強することがあると思います。当面、現行制度の適切な運用を通じて、その安定的な供給、合理的な価格水準での畜産農家への流通ということを運用面でもよく考えていいわゆる冷書について、農水省統計情報部から昨日、全国で三千六百五十四億円の被害総額、史上は、やや中長期的な課題にならざるを得ないのであります。

○谷野政府委員 スイートソルガムの問題について、お答えを申し上げます。

ただいま御指摘がございましたように、スイートソルガムにつきましては、収量につきましては生重量でも TDN でもかなりの水準が見込まれるのではないか、またさらに転換田、つまり地下水

の高い圃場におきましたても、トウモロコシよりも耐湿性がすぐれているのではないかということが考へられるわけでございます。したがいまして、私どもいたしましては、有望作物の一つといた私どももいたしましては、有望作物の一つといたしまして現在研究の対象といたしておるわけでございます。

ただいま御指摘のございました星川教授にも、私どもの方から委託研究を昭和五十六年から六年の六カ年にかけましてお願いをいたしました。報告をいたしております。それによりまして、たゞ一トナから十トンぐらいいの収量があるという御報告を星川教授の方からもいただいております。

私も、今回の条件つきの却下により、米の市場開放問題はむしろ深刻な事態に立ち至つたと理解せざるを得ないと思ひます。本問題については、国際協力いたしまして、この問題につきましては、栽培の方法あるいは品種の特性を生かすようややり方につきましても、現在のところ余り實際には栽培されていらないということで、むしろ現在では使い方の面も含めまして、今後さらに研究を続けてまいりたいというふうに考えております。

○水谷委員 時間が参りましたので以上で終わりますが、東北地方を中心にしてしまったことしの夏のいわゆる冷害について、農水省統計情報部から昨日、全国で三千六百五十四億円の被害総額、史上三位、こういう発表がなされました。先般もこの問題についてはいろいろ御質問をし、要請も申し上げたところであります。天災融資法の発動、激甚の指定等早急にこれを行い、この被災救済のため全力を挙げて政府がお取り組みをいたしましたが、その間、日本政府としては、米の問題について我が国立場をいろいろなルートを通じてアメリカの首脳部に訴えたわけでございます。

この問題についての我が国の基本的な立場は、日本農業あるいは国民の食生活に占める米の重要性ということは当然の前提でございますが、その前提に立ちつつ、ウルグアイ・ラウンドで他の国々の同様の困難な農業問題をテーブルの上にのせて議論する場合には、我が国もそういったウルグ

○木下委員 米の問題で、まずお伺いいたしましたが、そういうことでござります。

去る十月二十八日、米国通商代表部は、我が國の米の市場開放を求めた米国精米業者協会、RMA の提訴を却下いたしました。このことは、一応 A の評価として受けとめられていますが、十二月の

ウルグアイ・ラウンドの中間取りまとめにおいて日本が市場開放に対する積極的な姿勢を示さない限り、RMA の再提訴を促すとするなどの大変厳しい条件がつけられています。これは、これまでの日米間の信頼を裏切るものであり、許しがたいことであります。政府は、一体どういった取り組みをしてこられ、どう受けとめておられるのかをお伺いいたしたいと思います。

私は、今回の条件つきの却下により、米の市場開放問題はむしろ深刻な事態に立ち至つたと理解せざるを得ないと思ひます。本問題については、国際協力いたしまして、この問題につきましては、栽培の方法あるいは品種の特性を生かすようややり方につきましても、現在のところ余り實際には栽培されていらないということで、むしろ現在では使い方の面も含めまして、今後さらに研究を続けてまいりたいというふうに考えております。

○木下委員

具体的には、例え提訴直後の九月二十三日に駐米大使の松永大使がヤイター通商代表と会談されたわけでございますが、その際、農林水産省の近長食糧次長それから上野国際部長が大使同行いたしまして、今申し上げたような立場を先方に訴えた。それから九月二十六日には、佐藤農水大臣がマンスフィールド大使と会談をされて、日本立場を本国に伝えるように申し入れを行つた等々、さらにアメリカのワシントンの日本大使館では大使を先頭に、アメリカ政府の、UST R はもちろんでござりますが、國務省、ホワイトハウス、その他の関係省庁の幹部に対し、日本の立場を十分理解されるよう主張を行つてきました。

○水谷委員 そういう主張の結果もあつたと思ひます。しかし、RMA の提訴から却下に至るまでの期間、約四十五日あつたわけでござりますが、その間、日本政府としては、米の問題について我が国立場をいろいろなルートを通じてアメリカの首脳部に訴えたわけでございます。

この問題についての我が国の基本的な立場は、日本農業あるいは国民の食生活に占める米の重要性ということは当然の前提でございますが、その前提に立ちつつ、ウルグアイ・ラウンドで他の国々の同様の困難な農業問題をテーブルの上にのせて議論する場合には、我が国もそういったウルグ

アイ・ラウンドの議論の一環として米の問題についても議論を行うといふのが基本的な立場でござります。その裏腹としまして、この米の問題について既にアメリカ側との了解があつたわけでございます。

これは、これまでウルグアイ・ラウンドで議論すべき問題であつて、三〇一条の提訴は却下されるべきものであるという我が国の主張を、あらゆる機会にアメリカ側の首脳部に提起をいたしております。

○木下委員 政府も、あらゆる機会をとらえて日本の方の立場をいろいろと伝えてきたということでありましょうし、こういう大事なものは国を挙げて、それぞれの人がそれぞれの立場で米国に働きかけて当然だと思うのであります。が、ちょっとその交渉の経過の中で、この十月二十八日に決定する少前に新聞で、全中のアメリカにおけるロビー活動を不法なものであるとして、米連邦裁判の提訴を含めた法的な対抗措置を全米精米業者協会が検討している、こういう記事があつたり、またその提訴を正式にやることを発表したとかいろいろな記事がありまして、大変気になつておるのです。これは、全中の方としては届け出た事務所を通じた活動しかしておらず問題はない、指摘されるようなことを一切していない。いわれない言いがかりだと思いますが、我が国ではこういつたことが問題になるということはちょっと考えられない。そういう中で、一体、この問題を政府としてはどうう事実関係を受けとめてどのように認識をしておるのか、まずお伺いいたしたいと思います。

ロビー活動を不法なものとして、米連邦地裁の提訴を含めた法的な対抗措置を全米精米業者が検討している。いろいろな記事がありまして、大変気になっておるのです。これは、全中の方としては届け出た事務所を通じた活動しかしておらず問題はない、指摘されるようなことを一切していない。いわれない言いがかりだと思いますが、我が国ではこういったことが問題になると、一時はちょっと考えられない。そういう中で、一体、この問題を政府としてはどういうふうに認識しておるのか、まずお伺いいたしたいと思いま

（三）在中國社會上，我們的知識分子，應該有更廣泛的知識，才能對社會問題有更深入的了解。

本章所用之他名稱很相合。這就是

か。シャーマン法の第一条では、「複数の州の間またはアメリカと外国との取引または商業を制限するすべての契約、トラスト、その他の形態による結合または共謀は、これを違法とする。」というふうな規定になつておりますので、アメリカでのロビー活動そのものを規制する趣旨ではない。むしろ、ロビー活動の中で外国との取引を制限する共謀が行われた場合には違法とするということをご存じますので、日本の米の輸入制度についての例えは三〇一条提訴について、アメリカの農業団体がこれに反対をする。あるいは日本の農業団体と同調して行動をすることをとらなかつた場合に、他の貿易対象産物である例えばアメリカから輸入をしております小麦でございますとかあるいはトウモロコシ、そういうた農産物の対日輸入について制約を加えるというような行為が、この条文に照らしてどう判断されるかということではないかと思うわけでございます。

堂程其の持る力、たゞ一匁の針をも効

私は一生懸命日本の米を守るということで行動するのですから、向こうで考えていることで日本国内に来てもやつておるでしようから、どうぞ対等に両方主張できるように、主張すべきことはできるようなことでやれるように、政府としてもやつていただきたいと思います。

次に、今後の政府の対応についてお伺いをいたします。

マスコミ等の一部において、我が国が米の市場開放に取り組む前向きの姿勢としてケアンズ・グループの提案、これは総消費量の3%を輸入、こういったことだと思いますが、これを受け入れるとか、あるいは加工米等に限定して部分的な市場開放は認めるのではないか等の憶測がされております。政府はこうしたことは絶対にない、そのように確約できるのかどうか、お伺いいたしま

す。

○北口政府委員 今御指摘のように、マスコミの一部にそういうような憶測が記事として載つておることは我々も承知しておるわけですが、先生も御承知のように、米及び穀作の重要性というの

農家の負債というのは、これは地方にも相当偏りもありますが、特に畜産で大規模にやったところほど大きな借金になっている、大変大きな問題もあります。そういった意味で、この負債消滅のためいろいろな取り組みをしておられて、それは軽いものにはそれなりのちょっと猶予を持たせれば何とかなるとかいうこともありますし、程度が本当にひどくなると、農地等を処分して経営の健全化を図らなければならぬようなところの考え方でございます。

木下委員 次に、農家の固定化負債についてお伺いをしたいと思います。

時間もありませんから、質問点だけを申し上げたいと思います。

○木下委員 政府も、あらゆる機会をとらえて日本の方の立場をいろいろと伝えてきたということでありましょうし、こういう大事なものは国を挙げて、それぞれの人がそれぞれの立場で米国に働きかけて当然だと思うのであります。が、ちょっとその交渉の経過の中で、この十月二十八日に決定する少前に新聞で、全中のアメリカにおけるロビー活動を不法なものであるとして、米連邦裁判の提訴を含めた法的な対抗措置を全米精米業者協会が検討している、こういう記事があつたり、またその提訴を正式にやることを発表したとかいろいろな記事がありまして、大変気になつておるのです。これは、全中の方としては届け出た事務所を通じた活動しかしておらず問題はない、指摘されるようなことを一切していない。いわれない言いがかりだと思いますが、我が国ではこういったことが問題になるということはちょっと考えられない。そういう中で、一体、この問題を政府としてはどうう事実関係を受けとめてどのように認識をしておるのか、まずお伺いいたしたいと思います。

日本が何が法的にそういういろいろな運動を活動していることを規制するというのは僕としては聞いたことがないのですが、これはアメリカでやるんですから当然アメリカの法律で許されたことをしなければなりませんけれども、こういう大事な問題であらゆるものを持げてアメリカにいろいろと交渉するというのは当然なよう見えます。今回はやつていいと思いますが、一体どういつたことをするといけない、というような法律がアメリカの方にはあるのか、また、それと同じようなことが日本でも禁止されていると受けとめておるのかどうか、この点についてお伺いいたしたいと思います。

○塙内政委員 アメリカの国内法のことなどでござりますので、よく理解できない点もあるわけでございますが、R.M.A.が全中の米国におきますロビー活動で問題にしましたアメリカの国内法はシーマン法、これはいわゆる独占禁止法とも呼ばれます。

としての立場からこの問題について、アメリカのいわばカウンターパートと申しますか、アメリカのもちろん農業団体に対して日本の農業団体として日本の中でも農業問題についての理解を求める、いろいろな報活動、いわゆるロビー活動を行つたであらうことは十分理解できるわけでございます。それは当然、アメリカの法制度の範囲内で行われたものというふうに私どもは承知をいたしているわけでございますが、やはりこの問題の根源には、日米間の貿易摩擦の高まりの中で、日本の関係企業がいろいろな形で対米情報活動をされるとが、アメリカの政治に対する介入であるというふうな一般的な空気があることも事実でございまして、そういう背景のもとで、今回の全中の活動もそういう一連の中で見られたのではないかなどいう気がいたすわけでございますが、あくまでこれはアメリカの法の枠内で行われたものというふうに私どもは理解をいたしております。

当然この法律の存在というものは、それでいてロビー活動をするアメリカにおける全中の事務所なりあるいは事務所と関連のございますいわゆるロビー法人といいますか、そういうものも十分承知しているというふうに理解されますので、今のよいう非常に具体性を持つた法律に違反をするような取引の制限を、この条文に違反するような形で相手方に示唆するというようなことは、当然あり得ないというふうに私どもは理解をしておりますが、今申し上げたのはあくまでシャーマン法の一条との関連だけでございますので、必ずしもその他のアメリカの国内法制について承知をいたしてゐるわけではございませんが、いずれにしましても、アメリカの国内法制との関連で問題のあるような行動はなかつたものというふうに理解をいたしておるわけでございます。

シャーマン法の第一条では、「複数の州の間またはアメリカと外国との取引または商業を制限するすべての契約、トラスト、その他の形態による結合または共謀は、これを違法とする。」というふうな規定になつておりますので、アメリカでのロビー活動そのものを規制する趣旨ではない。むしろ、ロビー活動の中で外国との取引を制限する共謀が行われた場合には違法とするということをごさいますので、日本の米の輸入制度についての例えは三〇一条提訴について、アメリカの農業団体とかがこれに反対をする、あるいは日本の農業団体と向調して行動をするということをとらなかつた場合に、他の貿易対象産物である例えはアメリカから輸入をしております小麦でございますとかあるのはトウモロコシ、そういった農産物の対日輸入について制約を加えるというような行為が、この条文に照らしてどう判断されるかということではいかと思うわけでございます。

農家の負債というのは、これは地方にも相当偏りもありますが、特に畜産で大規模にやったところほど大きな借金になっている、大変大きな問題もあります。そういった意味で、この負債消滅のためいろいろな取り組みをしておられて、それは軽いものにはそれなりのちょっと猶予を持たせれば何とかなるとかいうこともありますし、程度が本当にひどくなると、農地等を処分して経営の健全化を図らなければならぬようなところにおいても、國会におきましても決議をなされたりまして、我々といたしましても、今後生産性の向上を図りながら国内産で自給するという基本的な方針で対処してまいりたい、これが率直なただいまの考え方でございます。

私は一生懸命日本の米を守るということで行動するのですから、向こうは向こうで考えていることは日本国内に来てもやつておるでしょうから、どうぞ対等に両方主張できるようだ、主張すべきことはできるようなことでやれるようには、政府としてもやっていただきたいと思います。

次に、今後の政府の対応についてお伺いをいたします。

マスコミ等の一部において、我が国が米の市場開放に取り組む前向きの姿勢としてケアンズ・グループの提案、これは総消費量の3%を輸入、こういったことだと思いますが、これを受け入れることとか、あるいは加工米等に限定して部分的な市場開放は認めるのではないか等の憶測がされております。政府はこうしたことは絶対にない、そのように確約ができるのかどうか、お伺いいたしま

まで来ているのもありますし、自治体等も通じていろいろな指導がなされていることだと思います。

その負債解消のために農家が農地を譲渡してその返済に充てる、このような場合には当該農家の農地に係る譲渡所得税を免稅としてもいいのではないかと考えるのであります。どうでしょ。どうしてもできないということはないと思いますが、御判断をお伺いいたします。

○長野説明員 お答え申し上げます。

譲渡所得税と申しますのは、先生御承知のとおり、資産を保有している間のいわば値上がり益に対する課税するものでございます。法律上そういうものに対して免税という、非課税という措置をとっています。すなはち、資力を失いまして債務を弁済できなくなつて、いわば競売といった形で強制換価手続にかかるというような場合には非課税というものがございますけれども、一般的に御自身の借入金を任意で返済なさるというケースにまでこれを広げるということは、借入金そのものが利益となつておるわけではございませんし、税の仕組みとしてはとりがたいところなど考えております。

○木下委員 税の仕組みとしてそら言われるのでありますが、現実にぎりぎりのところになつた人は、完結金を取られれば税金を払つた分だけがまだ借金として残るけれども、完全にお手上げになつた形で処分すれば税金を取られないから払える。どうしてもその辺は矛盾しているように感じるのですね。やはりちゃんと払つてしまいたいという気持ちのある人が、破産しなくとも、そんなに全部お手上げしなくても払える方法があれば、考えたらいのになつた私は思います。特に農家の、ましてや畜産等で大きな負債を抱えた人々は、これまで政府の指導、政府の方針等に従つて一生懸命日本の畜産のためにやつてきて、その結果また今のような形になつてきて借金を——責任を追及するというわけにはいかないでしょ。けれども、本当に自分ではどうしようもなくてできた借金ですから、この際それを整理して、新しく将来やれ

るような方向にしようとするときには当然何か考えられてしかるべきだと思いますが、農水省の方はどのように考えておられますか。

○松山政府委員 負債問題、地域により、あるいはどのようなに考えておられますか。

は部門によりましてそれぞれ形は違うわけでござりますが、現段階における重要な課題の一つ、このように考えておる次第でございます。そういう観点から、金融措置その他各般の施策を講じておるところでございますけれども、今お話をございました負債整理のための農地の譲渡所得税の特例の問題につきましては、この譲渡所得税の特例自体が、言ってみれば譲渡につきましての私権者への制限の要素と、それから使途の公共性という点に着目した制度であるというふうに私ども考えております。

ただ別途、ただいま申し上げましたような土地の譲渡所得税の特例の枠組みの中で、御案内のようになります。そこで、農用地の利用増進事業等に乗りまして農地保有合理化のために譲渡されるといったようなものにつきましては、御案内の五百円の特例がござります。私ども、本件につきましては五十年にこれが設定されたということで、その後地価の上昇も見られるわけでございますので、そのあたりを勘案した所要の引き上げを現在要求しておる、こういう状況にあるわけでございます。

○木下委員 その優遇という点につきましては、本当にこういう状況の中で借金を抱えて困つてゐるという、優遇じゃない人についてといふ判断のもとならやれるのじやないかと思います。農林省のお考えも伺いします。

○松山政府委員 先ほども申し上げましたよう

に、農地保有合理化等のための特例措置につきましては、現実にとられます関税等の国境調整措置があることはまた内外の牛肉の間にある品質格差も加味いたしまして、国内生産が存立をしていく条件を整備していく必要がある、またそれが可能であるという展望を持っておるわけでございま

いと思います。

○長野説明員 ただいま農林省の方から御説明がありましたように、この五百万の控除というものがございます。できる限り、こういった既存の制度といふのはうまく利用していただきたいものだと、まず考えております。

ただ、この拡充というお話になりますと、農業関連で、土地関連譲渡にしましてもあるいは保有にいたしましても相続にいたしましても、農業経営の安定あるいは農地所有の合理化という観点からも、この拡充というお話になりますと、農業の措置をもろもろとさせていただいております。そのことがまた他面では、農業なるがゆえに特別に優遇されておるではないかというような別なお立場からの御議論もございます。五百万の控除ということも、譲渡所得の中からそれだけの課税されないものがあるわけでございますから、また別な観点からはいろいろ御批判がございま

す。先生の御指摘の気持ちは十分にわかるところでございますが、また違う角度から見ますと違う結論が出てくるという側面もございます。十分に検討させていただきます。

○木下委員 その優遇という点につきましては、本当にこういう状況の中で借金を抱えて困つてゐるという、優遇じゃない人についてといふ判断のもとならやれるのじやないかと思います。農林省のお考えも伺いします。

○松山政府委員 先ほども申し上げましたよう

に、農地保有合理化等のための特例措置につきましては、現実にとられます関税等の国境調整措置があることはまた内外の牛肉の間にある品質格差も加味いたしまして、国内生産が存立をしていく条件を整備していく必要がある、またそれが可能であるという展望を持っておるわけでございま

お話を伺いました。その中で、この制度は相当長期にわたって実施してほしい、ほかの方で国際競争力がつくまで今回の制度を存続してほしい

という声が強かつたわけあります。この点、農林省はどのように考えておられますか。

○京谷政府委員 御審議を賜っております肉用牛生産安定等特別措置法の期間につきましては、法文上「当分の間」としておるわけでございます。この「当分の間」という文言がいかなる期間を考えているのかということがあります。

ただ、この拡充というお話になりますと、農業がございます。できる限り、こういった既存の制度といふのはうまく利用していただきたいものだと、まず考えております。

ただ、この拡充というお話になりますと、農業関連で、土地関連譲渡にしましてもあるいは保有にいたしましても相続にいたしましても、農業経営の安定あるいは農地所有の合理化という観点からも、この拡充というお話になりますと、農業の措置をもろもろとさせていただいております。そのことがまた他面では、農業なるがゆえに特別に優遇されておるではないかというような別なお立場からの御議論もございます。五百万の控除ということも、譲渡所得の中からそれだけの課税されないものがあるわけでございますから、また別な観点からはいろいろ御批判がございま

す。先生の御指摘の気持ちは十分にわかるところでございますが、また違う角度から見ますと違う結論が出てくるという側面もございます。十分に検討させていただきます。

○木下委員 その優遇という点につきましては、本当にこういう状況の中で借金を抱えて困つてゐるという、優遇じゃない人についてといふ判断のもとならやれるのじやないかと思います。農林省のお考えも伺いします。

○松山政府委員 先ほども申し上げましたよう

に、農地保有合理化等のための特例措置につきましては、現実にとられます関税等の国境調整措置があることはまた内外の牛肉の間にある品質格差も加味いたしまして、国内生産が存立をしていく条件を整備していく必要がある、またそれが可能であるという展望を持っておるわけでございま

力を可能ならしめるような関連施策の実行について、一定の法制度のもとでこれを進めてまいります。その実現を図りたいと考えておるところでございます。

○木下委員 可能である、展望を持つておる、そのように言われますが、農水省の方で考えた展望というが農家の人は、本当にそのとおりやればなるという実感を持つて受けとめられていないですね。だから、そんなふうに言われても、いや、やろうという気持ちを持っている農家の方といふのは私は知りません。

例えば農水省の考え方としては、牛の値段も下がることすると、今まで十頭なり二十頭飼つておれば生活が仮にできたとします、数字はあれですけれども。そうすると段階も下がるから、同じ人数でその五倍ほど、百頭も飼うようになればいいのではなかろうかということで、そういうふうな道で農水省は展望を考えているとしましても、農家の方は、将来安くなるというのがわかつておってどうしてふやすのかという気持ちですね。だから、かみ合わないのです。こうやればうまく農家としてやつていただけるだらうと思つても、将来安くなるのがわかり切つているものを、数をふやして飼育しようなんという気持ちには農家の方はならないですね。

だから、こういう皆さんが考へて指導しようと考へておられることが、本当に現場でつくる人の気持ちになつたときに、ビジョンがあつて意欲のあることなのか。苦労だけはふえて、現状維持ができるかどうかわからないというようなことを、苦労しさえすれば何とか乗り越えられる展望だといつて押しつけても、それは不可能なことだと私は思います。そんな意味で、本当に展望を持った未来を切り開こうと思ったら、やはり人間として当然意欲のわくような未来図をかいてあけないとついてこないと思います。

そういう意味で、本当にできると言つてできぬといふのがこれまでの農水省と農家の方々との関係だと私は思つておりますので、今回

ここまで至つてきつとできると御指導なさるのな

ら、できなかつたときの責任は持つ、このくらいのことを言つてついてこさせる必要があるだらうと思います。そういう意味で、できなかつたときには責任を持つというもの一つが、先ほど申し上げましたような負債等に対する対策も、全部お手上げしなかつたら税金はやはり取りますよ、これじやあんまりだ。先ほどの問題とも絡めて、今後対策をお願い申し上げたいと思います。

時間も参りましたが、大臣、やつとお見えになりましたので、最後に、先ほど私は米の市場開放阻止ということでお伺いをし、また地元で聞いてまいりました声もお伝え申し上げたところでござります。今後の大臣の御決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤国務大臣 米問題につきましては、我が国における米及び穀作の格別の重要性にかんがみ、国会における決議などの趣旨を体し、今後とも生産性の向上を図りつつ、国内産で自給するという基本的な方針に変わりはございません。

米の貿易問題について、我が国の立場は、現在進行中のウルグアイ・ラウンドの場で各國が抱える農業問題及び制度について議論を行う段階になります。米の問題を含むあらゆる農業問題を討議すれば、米の問題は、米の貿易問題に関する我かわらず、牛肉の輸入数量制限は不當であるとの圧力を受けて、国家貿易の根拠規定を今回廃止することになったわけですが、国家貿易に関する我が国の立場、権益をみずから放棄することにつながるのではないかという心配を持っております。

この点について、前回この委員会で藤田スマ議員がただしたのに対しまして、これは畜産局長であつたと思いますが、国家貿易であるかゆえにガット第十一条の免除が正當化されるということは認められないというのがガット・ペネルの判断だと述べて、藤田議員の質問をかわしております。

この答弁はちょっと受け取りがたいのでございまして、今まで認めがたいものとして異議を唱えてきた、我が国の立場を留保してきたはずですね。そのガット・ペネルの見解を国会の答弁で無批判に援用するということは、我が国が行つたガット・ペネルに対する異議がまさに一時しのぎのボーズでしかなかつたと受け取られかねないわけですが、そういうお考へで藤田議員に対して答弁をなされたのかどうか、まず伺つておきたいのです。

なお、大変おくれて来て済みませんが、また決算委員会における貴党所属委員の御質問が待っています。

おりますので、これにて失礼をいたします。

○木下委員 終わります。

○菊池委員長 山原健二郎君。

○山原委員 私も初めてですが、大臣が出たり入つたりしまして、私の時間というのは、最初のうちは大臣がおられるということとで質問を考えましたら、今度は後の方だということで順序を変えました。その後の方だと、このとおりは、最初のうちはまだ最初ということになって、これは初めてですかけれども、決算委員会の方の決議があるそこでですから無理も言えないのですが、また順序を変えなければなりませんが、多少混乱するかもしれないませんでしたが、お許しいただきたいと思いま

す。

最初に、これは国家貿易品目の問題についての削除の問題でございますが、我が国は国家貿易品目については、ガット第十一条が規定する輸入数量制限の一般的禁止の原則は直ちに当てはまらないとの立場をとつてきましたはずであります。にもかかわらず、牛肉の輸入数量制限は不當であるとの指摘を受け、国家貿易の根拠規定を今回廃止することになったわけですが、国家貿易に関する我が国の立場、権益をみずから放棄することにつながるのではないかという心配を持っております。この点について、前回この委員会で藤田スマ議員がただしたのに対しまして、これは畜産局長であつたと思いますが、国家貿易であるかゆえにガット第十一条の免除が正當化されるということは認められないというのがガット・ペネルの判断だと述べて、藤田議員の質問をかわしております。

この答弁はちょっと受け取りがたいのでございまして、今まで認めがたいものとして異議を唱えてきた、我が国の立場を留保してきたはずですね。そのガット・ペネルの見解を国会の答弁で無批判に援用するということは、我が国が行つたガット・ペネルに対する異議がまさに一時しのぎのボーズでしかなかつたと受け取られかねないわけですが、そういうお考へで藤田議員に対して答弁をなされたのかどうか、まず伺つておきたいのです。

法案について幾つかお伺いしたいと思います。

肉用子牛の安定対策の問題で、保証基準価格水

撤廃問題と絡んで、国家貿易品目についての輸入制限に関する解釈問題について、御指摘のとおり過般の当委員会におきましてやりとりがございました。私が、この国家貿易に関する一つの解釈の仕方が、過般のいわゆる農産物十二品目に關する

准について繁殖農家の問題ですが、現行では、和牛子牛第一次生産費が四十一万三千円に対しても保証基準価格は二十九万二千円となっています。現行の保証基準価格は、暴落時の下支えとしてわずかに機能しているだけであって、繁殖農家の中ではこれをもつと引き上げてほしいという声が強いわけです。これは、先ほどから質問の中にも出ておりました。また、先日の参考人質問が行われましたときにも、参考人の方々からまさにこの点で強い要望が出されていたわけあります。これがもつと引き上げてほしいという声が強いわけです。

これは、先ほどから質問の中にも出ておりました。また、先日の参考人質問が行われましたときにも、参考人の方々からまさにこの点についてどういう見解を持っておられるか。また、いわんやこの保証基準価格水準の引き下げなどは行つてはならないというふうに考えますが、この点についてお答えをいただきます。

○京谷政府委員 御審議をいただいております今回の子牛生産者補給金制度の仕組みの根幹についておられます保証基準価格につきましては、法文上一定の考え方が示されておるわけでございますが、具体的にこの法文の規定に基づきましてどのような算定方式を用い、いかなる水準の基準価格を設定するかということにつきまして、私ども現時点で固定的な考え方を持つておらないところでございます。方式及びその方式に基づく算定を含めまして、制度を発足する時点までに畜産振興審議会あるいは他の関係者の御意見を踏まえて十分検討をいたしまして、適切な算定方式あるいはそれに基づく具体的な水準の検討、決定を図つてしまりたいと考えておるわけでございます。私ども、先般の参考人の方々の御意向をよく承知をしておるわけでございます。それらを踏まえまして、算定方式あるいは水準の適正な決定について今後十分検討をしてまいりたいと考えております。

○山原委員 農水省からいただいた「立法措置検討骨子」、これを見ますと、説明資料の中で肉用子牛の保証基準価格について「長期的には、合理化目標価格水準へコスト引き下げ努力」をする、こういうふうに書いております。この点について二つ質問をしておきたいのです。

将来的には保証基準価格を合理化目標価格水準へ引き下げるという方針、これはこの法律案ではどのように書き込まれているかというのが第一点。第二点は、「長期的には」とはどの程度の期間を想定しているのか。この二つを伺つておきたいのです。

○京谷政府委員 御指摘のございました今回の措置についての骨子で私ども説明をしておりますところは、今回の制度において保証基準価格と合理化目標価格という二つの価格指標をつくることによりまして、合理化目標価格水準で国内の内用牛の再生産が確保できる、そういう状況をつくつていく、そういう目標を明らかにしたものでございまして、基本的にはそういった努力の進展を踏まえまして、保証基準価格というものを毎年一度適切に決めていくことにしておるわけでございます。そういう考え方方は法文の中でも、酪肉基本方針に定めております近代化の方向に沿つて保証基準価格を決めていくという文言で表現をしておるところでございます。

○京谷政府委員 肉用牛生産コストの合理化、低減目標といふものは、私どもとして、国、地方公

共団体 生産者団体さらには個々の生産者の皆さぬ方共通の今後における課題であるというふうに思いますが、具體的にこの法文の規定に基づきましてどのように算定方式を用い、いかなる水準の基準価格を設定するかということにつきまして、私ども現時点で固定的な考え方を持つておらないところでございます。方式及びその方式に基づく算定を含めまして、制度を発足する時点までに畜産振興審議会あるいは他の関係者の御意見を踏まえて十分検討をいたしまして、適切な算定方式あるいはそれに基づく具体的な水準の検討、決定を図つてしまりたいと考えておるわけでございます。私ども、先般の参考人の方々の御意向をよく承知をしておるわけでございます。それらを踏まえまして、算定方式あるいは水準の適正な決定について今後十分検討をしてまいりたいと考えております。

○山原委員

農水省からいただいた「立法措置検討骨子」、これを見ますと、説明資料の中で肉用子牛の保証基準価格について「長期的には、合理化目標価格水準へコスト引き下げ努力」をする、こういうふうに書いております。この点について二つ質問をしておきたいのです。

将来的には保証基準価格を合理化目標価格水準へ引き下げるという方針、これはこの法律案ではどのように書き込まれているかというのが第一点。第二点は、「長期的には」とはどの程度の期間を想定しているのか。この二つを伺つておきたいのです。

○京谷政府委員 御指摘のございました今回の措置についての骨子で私ども説明をしておりますところは、今回の制度において保証基準価格と合理化目標価格という二つの価格指標をつくることによりまして、合理化目標価格水準で国内の内用牛の再生産が確保できる、そういう状況をつくつていく、そういう目標を明らかにしたものでございまして、基本的にはそういった努力の進展を踏まえまして、保証基準価格というものを毎年一度適切に決めていくことにしておるわけでございます。そういう考え方方は法文の中でも、酪肉基本方針に定めております近代化の方向に沿つて保証基準価格を決めていくという文言で表現をしておるところでございます。

○京谷政府委員 肉用牛生産コストの合理化、低減目標といふものは、私どもとして、国、地方公

共団体 生産者団体さらには個々の生産者の皆さぬ方共通の今後における課題であるというふうに思いますが、具體的にこの法文の規定に基づきましてどのように算定方式を用い、いかなる水準の基準価格を設定するかということにつきまして、私ども現時点で固定的な考え方を持つておらないところでございます。方式及びその方式に基づく算定を含めまして、制度を発足する時点までに畜産振興審議会あるいは他の関係者の御意見を踏まえて十分検討をいたしまして、適切な算定方式あるいはそれに基づく具体的な水準の検討、決定を図つてしまりたいと考えておるわけでございます。私ども、先般の参考人の方々の御意向をよく承知をしておるわけでございます。それらを踏まえまして、算定方式あるいは水準の適正な決定について今後十分検討をしてまいりたいと考えております。

○山原委員 農水省からいただいた「立法措置検討骨子」、これを見ますと、説明資料の中で肉用子牛の保証基準価格について「長期的には、合理化目標価格水準へコスト引き下げ努力」をする、こういうふうに書いております。この点について二つ質問をしておきたいのです。

将来的には保証基準価格を合理化目標価格水準へ引き下げるという方針、これはこの法律案ではどのように書き込まれているかというのが第一点。第二点は、「長期的には」とはどの程度の期間を想定しているのか。この二つを伺つておきたいのです。

○京谷政府委員 御指摘のございました今回の措置についての骨子で私ども説明をしておりますところは、今回の制度において保証基準価格と合理化目標価格という二つの価格指標をつくることによりまして、合理化目標価格水準で国内の内用牛の再生産が確保できる、そういう状況をつくつていく、そういう目標を明らかにしたものでございまして、基本的にはそういった努力の進展を踏まえまして、保証基準価格というものを毎年一度適切に決めていくことにしておるわけでございます。そういう考え方方は法文の中でも、酪肉基本方針に定めております近代化の方向に沿つて保証基準価格を決めていくという文言で表現をしておるところでございます。

○京谷政府委員 肉用牛生産コストの合理化、低減目標といふものは、私どもとして、国、地方公

共団体 生産者団体さらには個々の生産者の皆さぬ方共通の今後における課題であるというふうに思いますが、具體的にこの法文の規定に基づきましてどのように算定方式を用い、いかなる水準の基準価格を設定するかということにつきまして、私ども現時点で固定的な考え方を持つておらないところでございます。方式及びその方式に基づく算定を含めまして、制度を発足する時点までに畜産振興審議会あるいは他の関係者の御意見を踏まえて十分検討をいたしまして、適切な算定方式あるいはそれに基づく具体的な水準の検討、決定を図つてしまりたいと考えておるわけでございます。私ども、先般の参考人の方々の御意向をよく承知をしておるわけでございます。それらを踏まえまして、算定方式あるいは水準の適正な決定について今後十分検討をしてまいりたいと考えております。

○山原委員 農水省からいただいた「立法措置検討骨子」、これを見ますと、説明資料の中で肉用子牛の保証基準価格について「長期的には、合理化目標価格水準へコスト引き下げ努力」をする、こういうふうに書いております。この点について二つ質問をしておきたいのです。

将来的には保証基準価格を合理化目標価格水準へ引き下げるという方針、これはこの法律案ではどのように書き込まれているかというのが第一点。第二点は、「長期的には」とはどの程度の期間を想定しているのか。この二つを伺つておきたいのです。

○京谷政府委員 御指摘のございました今回の措置についての骨子で私ども説明をしておりますところは、今回の制度において保証基準価格と合理化目標価格という二つの価格指標をつくることによりまして、合理化目標価格水準で国内の内用牛の再生産が確保できる、そういう状況をつくつていく、そういう目標を明らかにしたものでございまして、基本的にはそういった努力の進展を踏まえまして、保証基準価格というものを毎年一度適切に決めていくことにしておるわけでございます。そういう考え方方は法文の中でも、酪肉基本方針に定めております近代化の方向に沿つて保証基準価格を決めていくという文言で表現をしておるところでございます。

○京谷政府委員 肉用牛生産コストの合理化、低減目標といふものは、私どもとして、国、地方公

関する決議」と変更されたというふうに書かれているのです。

私は、この事実関係を聞くつもりはございません。しかし、ただ一つだけここで確認をしておきたいことがあります。それは、政府は米の部分的開放ならば国会決議には触れないというふうな立場をとつておられるとは思いませんが、その点はどうかという問題です。指摘するまでもなく、さきの国会決議はこう書いております。「よつて政府は、二度にわたる本院の決議の趣旨を体し、断固たる態度で臨むべきである」としております。

この二度にわたる決議の一つである第百一国会、これは一九八四年、四年前の七月二十日の決議ですが、これには「国民の主食であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米については、その供給

を外国からの輸入に依存するというような事態が今後生じることのないよう、国内生産による自給の方針を堅持すること」とうたつておることは御承知のことおりです。この趣旨を体した断固たる態度とは、米の国内自給の堅持、市場開放には断固反対の態度であることは論をまちません。米の部分的な市場開放といえども、本院の決議とは相入れないものだと私は明確に受け取つていいわけです。

これはお互に決議をした、二度にわたる決議ですから、どなたもそう受け取つておると思います。

しかし、この点について、あえて佐藤大臣にお伺いしたいのですが、米の部分的な市場開放といえども、本院の決議とは相入れないものであるという立場を恐らく大臣は堅持されておると思いますが、そのことを明言していただけますでしょうか。

○**堀政府委員** この記事の信憑性につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

国会の御決議につきましては、この中でも引用されております前回あるいは前々回の御決議にも述べられておりますように、我が国における米あるいは稻作の重要な性にかんがみまして、輸入によらず自給の方針をとるべきであるという趣旨と受

けとめておりまして、その趣旨を体して私ども遺憾のないように対処してまいりたいと考えておる

わけでございます。

○**山原委員** 大臣に一言伺いたいのですが、今

の食糧庁長官の御答弁にもありました、米の部

門の市場開放といえども、本国会における決議と

は相入れないものであるという立場に立つておら

れると思いますが、そのように理解してよろしい

でしょうか。

○**佐藤国務大臣** ただいま食糧庁長官が答えたと

おりでございます。

なお、私が、私に対する質問ですぐ立ち上がつ

てお答えしなかつたのは、あなたに対して大変失

礼であったかもしませんけれども、アエラとい

う週刊誌ですか、これが事実無根のことを書いて

おりまして、そのことをこうした国権の最高機関

ことは、私は考えておりません。しかるべきウル

グアイ・ラウンドの場で議論するときになりまし

たならば、我が方の主張を貫き通したいというこ

とで從来とも御答弁申し上げておるわけでござい

ますので、それでよろしくございますね。

○**佐藤国務大臣** 米の部分的自由化というような

ことは、私は考えておりません。しかるべきウル

グアイ・ラウンドの場で議論するときになりまし

たならば、我が方の主張を貫き通したいとい

うことですから、これが結構です。

○**山原委員** 国会の決議の趣旨を踏まえてとい

うお話をですが、国会の決議の趣旨というものは部分的

お話をですが、国会の決議の趣旨を踏まえてとい

うお話をですが、国会の決議の趣旨を踏まえてとい

うお話をですが、国会

でございまして、その取り決めのないままに先方にこういったものが流出をするという状況になりますと、先方の輸入国側の国内法にも触れるといふふうな問題があるわけでございます。

最近の私どもの動物検疫の情報で見る限り、少なくとも報道されております、これはアメリカでございますが、そこに和牛の精液が輸出されたという事実は、私どもの輸出検疫記録で見る限りございません。また、アメリカとの間で、現時点で精液輸出についての衛生条件の取り決めというもののはまだ決まっておらないわけでございまして、報道されたような事実はないというふうに理解をしております。これに違反をいたしました場合には、家畜伝染病予防法に罰則の規定もござりますので、事実がありますれば、その罰則の発動等適切な措置をとっていくべきものと考えております。

○佐藤国務大臣 要務的なことは、今畜産局長から御答弁申し上げました。それで、肉牛生産者、流通関係者、そして消費者、特にそれに加えて、広く言えども安全性にかかる問題、これは十分に配慮して行政の執行に当たなければならぬ、心得ております。ところが、今回の自由化措置で、事業団による牛肉輸入管理は全廃されるわけです。したが

つて、現行牛肉価格安定制度は実効性を失うことになるのではないかと思ひますが、この点について御答弁をいただきたい。

そして、安定価格帯は、自由化による牛肉価格低落に合わせて引き下げられ、肥育農家は打撃を受けることになるのではないかと思ひますが、この点についての見解を伺いたいのです。

○京谷政府委員 私どもといたしましては、今回この特別措置法あるいは畜安法の一部改正措置、その他緊急対策の内容等を御検討いただきまして、現行の安定価格帯は、私どもといたしましては、この点についての見解を伺いたいのです。

そこで、肥育経営についてもそれなりの配慮の結果であるということを御理解いただけたると考へてございます。

まず、今回の特別措置法によりまして、肥育コストの中でも大変大きなシェアを占めていますので、畜産の負担については、相当の軽減が可能になるというふうに考えておるわけでござります。

また、御指摘ございました牛肉価格安定制度につきましても、本制度において予定をしておりまして、畜産の負担につけては、相当の軽減ができるようになります。

また、御指摘ございました牛肉価格安定制度につきまして、畜産の負担につけては、相当の軽減ができるようになります。

また、御指摘ございました牛肉価格安定制度につきまして、畜産の負担につけては、相当の軽減ができるようになります。

また、御指摘ございました牛肉価格安定制度につきまして、畜産の負担につけては、相当の軽減ができるようになります。

○山原委員 もう時間がなくなってまいりましたので、最後に二点ばかり。

一つは酪農家の問題ですが、酪農家の場合、生後一週間前後の乳牛の子牛、いわゆるねれ子を売

つて収入を得るという場合が一般的で、その売り上げは、乳価の引き下げなどで苦しい経営を強いられている酪農家にとっては副収入以上の地位を占めています。ところが、この法案の肉用子牛価格安定制度では、このねれ子は対象外となってしまいます。牛肉自由化で最も直接的打撃を受けるのは乳用牛の肉であり、乳用牛のねれ子の価格下落も必至となることになりますと、この点での対応を欠いた対策では酪農家への打撃は避けられないのではないかと思ひますが、この点についてお伺いしておきたいと思います。

最後に、今度の自由化に伴いまして、私どもも各地の生産地の調査を行ったのですが、その中で一番強く訴えられましたのは、規模拡大などで膨らんだ負債対策です。その深刻な実態に見合った対策がぜひとも必要だということを痛感いたしました。これは、北海道の場合も鹿児島の場合も一緒です。利子負担分の棒引きなど抜本的な措置を講ずべきだという意見もありますし、私どももそう考へるのでございます。また、公庫資金の場合は、さまざまな制度的制約のため、低い利率の資金による繰り上げ償還などで負担を軽減する措置さえとれないという意見が出ておりまして、何とかできないかとの声が圧倒的に強いわけです。

○京谷政府委員 まず、ねれ子の問題でござります。今後の酪農経営を考えていく場合に、このねれ子が適正な価格水準で取引をされるということが大きな要素であることは、私どもも認識をしております。今回の肉用子牛価格安定制度で直接このねれ子を対象にしてないことは事実でございますけれども、私どもは、肥育素牛として本制度の対象になり得るような乳用種の子牛につきましては、本制度によりまして価格安定を図っていくつもりであります。そういうレベルでの肥育素牛とねれ子との間にはそれなりの価格相関関係がござりますので、今回の価格安定制度によりましても、ねれ子価格についても相応の適正な価格が確

保されていくことを私どもとしては予定しております。

また、酪農経営自体が、ねれ子とそれから今

の生産者補給金制度の対象にしております肥育素畜として評価される月齢に達するような、そういう状態に哺育・育成していく過程を担うということも、これから酪農経営の一つの方向として大変有用であると考えております。酪肉複合経営の確立というふうな方策で、そういった担い手として、本制度の対象になるような肥育素畜の哺育・育成主体として酪農経営を育成していくという形で十分対処できるものと考えておるわけでございます。

それから、負債の問題でございます。

これまで大家畜経営をめぐらまして、この負債問題が大変大きな課題になつてございまして、制度資金の運営改善ありますとか、あるいは新たな負債整理資金の供給というような形でいろいろな工夫を凝らしておるわけでございますけれども、お話のような利子の棒引きというふうな形での対応というものは、金融の一般的なルールから見て大変困難と言わざるを得ません。いずれにしろ、大家畜経営をめぐらしておるわけでございますけれども、お話をうなづいておられます。

また、公庫資金の問題につきまして、一定の融資枠の拡大あるいは融資条件の緩和等々を通じまして、大家畜経営の持つております負債問題に対する対応を今後とも努力をしてまいりたいと考える次第でございます。

○菊池委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後四時十一分休憩

○菊池委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

内閣提出、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用子牛生産安定等特別措置法案の両案を議題といたします。

両案は、先刻質疑を終局しております。

この際、両案中、まず、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。松田九郎君。

○松田(九)委員 私は、自由民主党を代表して、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について賛成の討論を行うものであります。

畜産物価格安定法については、昭和五十年にその一部を改正し、牛肉を指定食肉に位置づけるとともに、畜産振興事業団に輸入牛肉の一元的な買入れ、売り渡しを行わせることとしたものであります。が、以来、事業団はその負託によくこなされ、国内の牛肉の需給及び価格の安定を図るとともに、畜産振興事業団に輸入牛肉の一元的な買入れ、売り渡しを行わせることとしたものであります。

畜産物の価格安定法についての議論を進めます。

あります。

このことは、我が国内用牛生産にとり極めて厳しい試練であることは事実であります。が、国际国家たる日本は、諸外国との約束を誠実に履行していかなければなりません。

したがって、今回、我が国内用牛生産の存立を守るために立法措置を別途用意しつつ、畜産振興事業団が輸入牛肉の売買業務を行わないこととし

たことは、国際社会に生きる我が国のるべき道として、時宜を得た妥当な措置であります。

次に、牛肉の輸入枠撤廃後においては、牛肉の国際価格の変動が国内に直接及び、畜産經營に悪影響を与えることが懸念されるところであります。

今回の改正法案において、畜産振興事業団に主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供の業務を追加することとしたことは、このようない状況下において事業団の価格安定機能を強化するとともに、畜農農家の適切な経営判断に資するものであり、高く評価で

きるものであります。

願わくば、事業団は、国内のみならず、広く海

外の情報の収集、整理にも努めるとともに、きめ細かい情報提供を行っていただきたいと思うものであります。

次に、指定助成対象事業については、第一の畜

産予算として、既に定着を見ているところであ

ります。

以上見たように、今回の畜安法改正案は牛肉自由化承認法案であります。

そこで、本改正案について見ると、牛肉自由化を実施するための障壁になつてゐる牛肉の国家貿易を規定している畜産物価格安定法第七条を削除

する内容となっています。その点、ヤイタ一通商

代表にて松永大使書簡で示されているように、今

回の一部改正が牛肉自由化の国会承認の性格を持

っております。

さて、削除の対象になつてゐる第七条は、昭

和五十年の全会派賛成の議員立法によって盛り込まれたものです。当時、国内の牛肉生産は、オイ

ルショックをきっかけとする飼料の高騰をして不

況による牛肉消費の低迷と牛肉輸入の増大による

肉牛価格の暴落で深刻な打撃を受け、経営破綻農

家が続出しました。これを受けて、牛肉輸入の事

業団による一元管理によって国内畜農農家保護と

いう現行第七条が全会派一致による修正で実現したものであり、その経緯からいっても削除は到底認めることはできません。

また、今回の改正による国家貿易の権利をみ

手)

○菊池委員長 藤田スミ君。

私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の畜産物価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

まず、指摘しなければならないことは、今回の牛肉・オレンジの自由化は、この改正案提出に見られるように、法律事項を含む国際約束であり、外務省見解で明らかのように、本来その自由化については当然當否を国会に諮ることが政府の責務であつたことであります。

それをして、国内対策の体裁をとり、自由化の当否についてはもう済んでしまつたかのような形で法案審議を短時間に済ませるやり方は、国会審議の重大な軽視であります。

そこで、本改正案について見ると、牛肉自由化を実施するための障壁になつてゐる牛肉の国家貿易を規定している畜産物価格安定法第七条を削除する内容となっています。その点、ヤイタ一通商代表にて松永大使書簡で示されているように、今回の一部改正が牛肉自由化の国会承認の性格を持つおり、自由化実施法以外の何物でもないことは明らかで、我が党は、その成立に強く反対するものであります。

さて、削除の対象になつてゐる第七条は、昭和五十年の全会派賛成の議員立法によって盛り込まれたものです。当時、国内の牛肉生産は、オイルショックをきっかけとする飼料の高騰をして不況による牛肉消費の低迷と牛肉輸入の増大による

肉牛価格の暴落で深刻な打撃を受け、経営破綻農家が続出しました。これを受けて、牛肉輸入の事

業団による一元管理によって国内畜農農家保護と

いう現行第七条が全会派一致による修正で実現したものであり、その経緯からいっても削除は到底認めることはできません。

また、今回の改正による国家貿易の権利をみ

ずから放棄するものであり、ひいては国家貿易品目である米、乳製品の自由化にまで波及するおそれがある、極めてゆゆしきものであります。ガットでは国家貿易が輸入独占として運用されている場合、数量制限廢止義務の例外が成立すると解されています。

これに対しアメリカ政府が、生産制限などの要件がなければ輸入数量制限は認められないとの攻撃を行つてゐることは先刻明らかであります。

日本は軽視しているとの国際的評価を招き、ひいだす乳製品、米の輸入自由化に道を開くものであります。

以上見たように、今回の畜安法改正案は牛肉自由化承認法案であります。

行つた牛肉の輸入数量制限をみずから廃止することは、国家貿易品目にかかるガット上の権利を限られたものであります。

日本は軽視しているとの国際的評価を招き、

原健一郎君。

肉用子牛生産安定等特別措置法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○山原委員 私は日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題になつております肉用子牛生産安定等特別措置法案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容はお手元に配付されております案文のとおりでございます。政府が広範な農民の反対を無視して決定した牛・オレンジの輸入自由化は、農産物八品目の自由化受け入れとともに、我が国の経済主権を放棄し、我が国農業に重大な打撃を与えるものであります。各國が自立的な経済基盤を確立するため農業を保護し、食糧の自給を目指すことは当然の権利です。これは、既に世界最大の農産物輸入国であり、食糧自給率も最低水準にある我が国にとってとりわけ大事なことであります。アメリカの理不尽な要求による牛肉・オレンジなどの輸入自由化方針を撤回し、我が国の農業と食糧を守ることを改めて強く要求するものでございます。

我が党は、牛肉生産コストの中で大きなウエートを占める肉用子牛の価格安定対策の抜本的改善を要求してまいりました。本法案は、こういう要求に部分的にこたえる形をとつて、自由化に対する農民の反発を和らげることをねらつたものとしか思えません。本法案は牛肉自由化を前提とした制度であり、そこに起因する大きな欠陥、問題点を持つております。

我が党の修正案は、この矛盾、欠陥を抜本的に是正し、国内の肉牛生産を発展させ、国民に安い牛肉を供給することを保障するものでございます。その概要の第一は、牛肉の輸入自由化を法的に

追認する条項を削除することであります。

第二は、子牛価格安定制度を抜本的に改善し、繁殖農家と肥育農家の双方を不足払いの対象としたものとすることであります。また、乳牛雄牛の初生牛も子牛価格安定制度の対象とし、酪農家の經營を守ることとしております。

第三は、生産コストの中で大きなウエートを占める子牛価格の引き下げを牛肉の消費者価格の引き下げに結びつけるため、畜産物価格安定法に基づく牛肉安定価格の決定方法を改めることであります。

第四に、子牛価格安定対策の財源は、輸入牛肉の差益と関税のほか、必要に応じて一般会計からも支出することとし、子牛価格暴落時、暴騰時に肥育農家、繁殖農家が拠出する積立金も財源となります。

第五に、施行期日は公布の日からとし、本制度を来年四月一日からスタートさせることであります。これが本修正案の概要であります。委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○菊池委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終りました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があればお述べいたいと存じます。佐藤農林大臣。

○佐藤国務大臣 ただいまの修正案につきましては、政府としては反対であります。

○松田(九)委員 私は、自由民主党を代表して、

原案に賛成し、日本共産党・革新共同提出の修正案に反対の討論を行ふものであります。

牛肉の輸入枠の撤廃後においては、安価な輸入肥育経営の悪化と、これに伴う子牛価格の低落による繁殖経営の悪化が見込まれるところであります。このような状況のもとにおいて、我が国肉用牛生産の存立を確保するためには、輸入牛肉と対抗できる価格で肉用牛生産が可能となるような措置をとる必要があることは言うまでもありませんが、このためにはいろいろな手法が考えられるわけであります。そのような中で、本法案において子牛段階で生産者補給金を交付する制度としたことにつきましては、零細なために経営基盤が弱く、子牛価格の変動が大きな影響を及ぼす繁殖経営に対して生産者補給金を交付することにより、我が国肉用牛生産のネットとなつて子牛生産の安定を図るとともに、肉用子牛を安価に供給することを可能とすることにより、肥育経営の安定も図ることを可能とするものであり、繁殖、肥育農家の両方の経営の安定を同時に図り得る制度として高く評価できるものであります。

また、この制度においては、生産性の向上の目標として合理化目標価格が示され、肉用子牛の生産費については、この価格への合理化努力が促されることがなつておりますが、このことは、国際化に対応して生産性の向上を図ることが重要な課題となつておられます。そこで、この制度における課題となることがあります。佐藤農林大臣。

○菊池委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終りました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があればお述べいたいと存じます。松田九郎君。

○松田(九)委員 私は、自由民主党を代表して、

この特定財源については、昭和六十六年度以降の関税率の水準いかんにより大きな影響を受けるものと思われますので、政府におかれでは、今後の関税交渉で全力を傾注していただきますようお願いしたいと思います。

また、日本共産党・革新共同提出の修正案は、牛肉の輸入自由化を受け入れることとした我が國の方針の否定を前提としたものであり、我が党としては反対であります。

最後に、この法案に基づく新しい肉用子牛生産安定制度については、先般の本委員会における参考人の意見聴取において、生産者、市町村行政、実施機関、学識経験者のそれぞれを代表する参考人のいすれからも高い評価を受けたところであり、肉用牛生産者の先行き不安感を一刻も早く解消するために本法案の早期成立が必要と考えられることについて、委員各位の御理解をお願いし、私の討論を終ります。(拍手)

○菊池委員長 藤田スマ君。

○麻田委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、肉用子牛生産安定等特別措置法案に対する反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、繁殖農家にとって、本法案がその経営安定につながるどころか、将来的には安樂死をさえ押しつける可能性が強いことであると思われます。

次に、この生産者補給交付金等の交付財源として、輸入牛肉等に係る関税を特定財源化することとしたことは、牛肉の輸入自由化が今回の対策が必要となつた原因であるという因果関係からすれば当然のことと考へられますが、これまでにはとられたこととのない画期的な措置であり、このような特別の措置をとることとした政府の姿勢を評価したいと思います。

この特定財源については、昭和六十六年度以降

の関税率の水準いかんにより大きな影響を受けるものと思われますので、政府におかれでは、今後の関税交渉で全力を傾注していただきますようお願いしたいと思います。

が圧倒多数を占める繁殖農家の生産実態や生産コストを無視して切り捨てるものであり、我が國の肉牛資源を掘り崩すものであると言わなければなりません。

第一に、肥育農家にとっては、法律上子牛を合理化目標価格で購入できる確実な保証がないにもかかわらず、一方牛肉の生産者価格は、確実に合理化目標価格に見合う水準に引き下げられ、赤字経営を押しつけられる可能性が強いのであります。

第二に、我が國牛乳生産の三分の一以上を占め、牛肉の輸入自由化によって最も直接的打撃を受ける乳用種に対する対策は極めて不十分であります。特に、乳用種初生牛が依然として価格安定制度の対象外とされ、価格暴落の危険にさらされようとしているのは重大な問題だと言わなければなりません。乳価引き下げや牛乳の生産調整のもう一つで、酪農家にとってこの措置は重大な打撃となることは必至であります。

以上のよう、本法案は生産の存立を守るためにの宣伝とは裏腹に、輸入自由化によって存立が脅かされている我が國の牛乳生産農家を守るものとなり得ないことは明白であります。しかも、國內の食糧生産基盤の縮小と安易な外国依存が安全な食糧の安定的な供給を望む消費者の願いに反し、輸入牛肉が将来にわたって安く供給される保證もないことは政府自身認めてきたことであり、大局部的には消費者の利益にもならないことは明白であります。

我が党の修正案が示しているように、牛肉の輸入自由化を撤回するとともに、政府案の自由化事後対策としての矛盾、欠陥を抜本的に是正し、国内牛生産の発展に役立つ制度にする以外においてことを申し上げ、反対討論を終わります。(拍手)

○菊池委員長 これにて討論は終局いたしました。

○菊池委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、肉用子牛生産安定等特別措置法案について採決いたします。

まず、山原健二郎君外一名提出の修正案について

採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菊池委員長 起立少數。よって、山原健二郎君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菊池委員長 起立少數。よって、山原健二郎君とおり可決すべきものと決しました。

の振興に資するよう、肉用子牛の再生産の確保が充分図られる水準に決定すること。

二 生産者補給交付金の交付に要する経費その他内用子牛等対策費については、特定財源化した牛頭等の関税収入相当額から所要額を充分確保すること。

三 ウルグアイラウンドに委ねられている一九九四年度以降における牛肉等にかかる関税率等の国境措置については、国内生産に悪影響を及ぼすことのないよう遺憾なきを期すこと。

四 新たに導入される肉用子牛の生産者補給金交付事業が円滑に実施されるよう、現行の内用子牛価格安定事業の拡充・強化に必要な予算の確保、基金財源の充実その他体制の整備に努めること。

五 育肥經營の体質強化に必要な施策の拡充と予算の確保を図るとともに、地域格差や個々の經營実態に応じた指導助言の徹底に努めること。また、繁殖肥育一貫經營を推進すること。

六 併せて、国产牛肉の価格安定を図るため、畜産物の価格安定等に関する法律の適切な運用を図ること。

七 素畜費とあわせ生産費の大宗を占める飼料費の低減に資するため、飼料生産基盤の整備・拡充を図るとともに配合飼料の生産及び流通の合理化等について指導を行うこと。

八 肉用牛等大家畜經營農家の負債等の実態を踏まえ、經營の安定に必要な融資・補助施策を拡充・強化すること。

九 肉用子牛の生産者補給金交付業務をはじめ、畜産振興事業団の各種業務が円滑かつ適切に実施できる体制を早急に整備するとともに、業務に従事する職員の雇用の安定を図ること。

いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申上げます。(拍手)

○菊池委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

保利耕輔君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○菊池委員長 起立多数。よって、両法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求めておりますので、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○佐藤農林水産大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

〔賛成者起立〕

○菊池委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○菊池委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○菊池委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○菊池委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、遊漁船業の適正化に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会におきまして御協議を願つていただいたのですが、本

の過程等を通じて委員各位の御承知のところと見て御協議を願つていただいたのですが、本

記

○菊池委員長 保証基準価格については、我が國肉用牛生産



「締結を」の下に「拒み、又は該都府県の区内で肥育される肉用子牛の肥育者との肥育者補合金交付契約の締結」と記載ある。

同じ。)を下回る場合」と、「肉用子牛の生産者(肉用子牛を譲り受けてその飼養を行なう者)にあつてはどの度も(ナニ系る)肉用子牛(ハ)販賣(カモラ)要

め、同条第二項中「昭和六十六年度」を「昭和六十  
四年度」に改める。

第十三条の見出しを「(生産者補給交付金及び肥育者補給交付金の金額)」に改め、同条中「(その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格)」を削り、「(が政令で定める月齢)」の下に「(次項において「肥育開始月齢」という)」を、「乗じて得た金額」の下に「から、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額を控除した金額」を加え、同条に次の一項を加える。

「肉用初生牛の生産者、肉用初生牛を譲り受けた者は、肉用初生牛の生産者と同一の月齢で販売するものに限り、法人にあつては政令に適合するものに限り、法人にあつては政令にて定めるものに限る。以下同じ。」とあるのは、「平均売買価格が保証基準価格を上回る場合」とあるのは、「平均肉用初生牛売買価格が保証基準価格を上回る場合」と、肉用初生牛基準価格を上回る場合」と、「肉用子牛の生産者が」とあるのは、肉用初生牛の生産者が、「肉用子牛につき」とあるのは、「肉用初生牛につき」と、第十条第一項中「係る肉用子牛」とあるのは、「係る肉用初生牛」と、「保証基準価格から平均売買価格」とあるのは、「保証肉用初生牛基準価格から平均肉用初生牛売買価格」と、「肉用子牛の生産者が政令で定める月齢（次項において「肥育開始月齢」という。）に達した日以後に販売したこと又はその肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、第二条の政令で定める月齢に達したことにつき」とあるのは、「肉用初生牛

2 政府は、事業團に対し、第三条第一項に規定する業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第二項に規定する譲越欠損金がある場合においては、予算で定めるところにより、その補てんに充てるため、交付金を交付するものとする。

第十五条第一項中「合理化目標価格」を「子牛安定供給価格」に改め、「その生産条件及び需給事情その他の経済事情並びに」を削り、「確保する」の下に「とともに消費者の家計の安定を図る」を加え、同条第一項中「業務に係る経理」との下に「法第五十三条第一項ただし書及び第三項中「その残余の額」とあるのは「その残余の額から特別措置法第十六条第三項の規定により特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れた額を差し引いて得た額」とを加え、「第五十四条の二」を「第五十四条

定める月齢に達したことにつき、当該指定協会が農林水産省令で定めるところにより確認したもの（政令で定める月齢に達した日において

で定める月齢未満のものをいう。以下同じ。)を販売した当該肉用初生牛の生産者(肉用初生牛を譲り受けたその飼養を行う者を除くものと

の生産者が政令で定める月齢に達した日前に販売したことにつき」として、これらの規定を適用する。

「資金として」を「資金としてそれぞれ」に、

当該肥育者が肥育していることにつき、当該指定期会が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものに限る。)の頭数に相当する数を要認する。

し、法人にあつては政令で定めるものに限る。に係る生産者補給交付金の交付及び金額については、第六条第一項中「平均売買価格が保証基準並各々に付する場合における販売用日別に

前項の規定の適用がある場合における生産者  
補給金交付契約に係る肉用初生牛を譲り受けた  
肉用子牛の生産者に係る生産者補給交付金の金額について、第一項(一頁)「三種合計金額」

〔第十四条〕を〔第十四条第一項〕に改め、「食肉（当該家畜を含む。）についての同項第七号業務（これに附帯する業務を含む。次項において同様。）と別に、『当該家畜の重用について』ある

肥育者補給金の金額を控除した金額とする。  
第十二条の見出し中「生産者補給金」の下に「及び肥育者補給交付金に係る肥育者補給金」を加え、

牛売買価格（肉用初生牛の主要な生産地域であつて農林水産大臣の指定するものにおける指定肉用初生牛（農林水産省令で定める規格に適

の金額」とあるのは「生産者補給金の金額と当該内用子牛についての第十二条第二項の規定により読み替えられたこの項の規定による生産者補

のは「前条の規定により交付を受けた交付金に係る資金の運用によつて『これらの資金の運用によつて』とあるのは前条第一項の規定により交付

**同条十一** 生産者補給金交付契約の下に「又は肥育者補給金交付契約」を、「生産者補給金」の下に「又は肥育者補給金交付金」を、「生産者補給金」の下に「又は肥育者補給金交付金」を加え、「前条」を「前条第一項又は第二項」に改め、「肉用子牛の生産者」の下に「又は肥育者」を、「に対し」の下に「、それぞれ」を加える。

合する肉用初生牛をいう)の売買価格の第五条第三項の政令で定める期間ごとの平均額として農林水産省令で定めるところにより算出される金額をいう。以下同じ。)が保証肉用初生牛基準価格(肉用初生牛の生産条件及び物価その他の経済事情を考慮して、毎会計年度、当該年度の開始前に農林水産大臣が定める金額をいう。以下同

4 前二項の規定の適用がある場合におけるこの章及び附則第一條第一項の規定の適用について必要な技術的説明は、政令で定める。  
第十三條第一項中「次条」を「次条第一項」に改  
給交付金の金額を勘案して政令で定めるところにより算定した金額を合算した金額」として、同項の規定を適用する。

を受けた交付金又は第五十三条第三項の規定により繰り入れた繰入金に係る資金の運用によつて」  
と、「その他これららの資金」とあるのは「その他当該資金」に改め、「同条第二項中「の下に「交付  
金に係る資金にあつては」を加え、「業務」とあるのは「前条を「業務」とあるのは「前条第一項」に改  
め、「食肉(当該家畜を含む)についての同項第二項

七号の業務」を削り、「生産者積立助成金」を「肥育者補給交付金」に改める。

第十六条第一項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 事業団は、輸入に係る牛肉についての法第三十八条第一項第一号及び第二号の業務（これら

の業務に附帯する業務を含む。）に係る法第四十一条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項本文に規定する残余を生じたときは、法

第四十八条第一項並びに法第五十三条第一項及び第三項の規定にかかわらず、その残余の額のうちその額に法令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を、第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、当該業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。第十七条第一項中「生産者」の下に「肥育者」を加える。

附則第一条ただし書第一号中「一年を超えない範囲内において政令で定める日」を「一月を経過した日」に改め、同条ただし書第一号を次のように改める。

二 第二章、第五条（第六項を除く。）、第六条、第十条から第十二条まで、第四章、第十五条第一項、同条第二項（法第五十八条第二項及び法第五十九条第一項の規定に係る部分を除く。）及び第十六条の規定並びに次条及び附則第三条の規定 昭和六十四年四月一日

附則第一条ただし書第三号を削る。  
附則第二条中「昭和六十五年度」を「昭和六十四年度」に改め、同条に次の二項を加える。  
2 昭和六十四年四月一日を含む第五条第一項の政令で定める期間に係る子牛安定供給価格の決定については、前条ただし書第一号に掲げる規定の施行後速やかに行うものとする。  
附則第三条から第六条までを削り、附則第七条を附則第三条とする。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、平年度約百億円の見込みである。

め、その営業所ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 営業所の名称及び所在地  
三 主たる漁場の位置  
四 遊漁船の名称及び主たる係留場所  
五 事故が発生した場合における連絡方法等に関する事項

六 遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）に生じた損害を賠償するための保険契約（これに類する共済に係る契約を農林水産省令で定めるものを含む。）を締結している場合にあつては、その旨

2 前項の届出書を提出した者（以下「遊漁船業者」という。）は、当該届出書に係る営業所を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、農林水産省令で定めるところにより、逕帶なく、同項の都道府県知事に、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。（気象情報の収集等）

2 前項の届出書を提出した者（以下「遊漁船業者」という。）は、当該届出書に係る営業所を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、農林水産省令で定めるところにより、逕帶なく、同項の都道府県知事に、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

2 この法律において「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。）に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をい

め、その営業所ごとに、農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

い。

第六条 前二条に規定するもののほか、利用者の安全を確保するため必要な限度において、農林水産省令で、事故が発生した場合における連絡体制の整備、利用者が遵守すべき事項を定める。他の遊漁船業者が遵守すべき事項を定めることができる。

2 都道府県知事は、遊漁船業者が前項の農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該遊漁船業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 全国協会は、利用者の利便の増進及び漁船の安定的な利用関係の確保の見地から遊漁船業の健全な発達を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行なうことができる認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国遊漁船業協会（以下「全国協会」という。）として指定することができる。

2 全国協会は、その名称中に全国遊漁船業協会という文字を用いなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の指定をしたときは、全国協会の名称及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

4 全国協会は、その事務所の所在地を変更しないとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第一条 遊漁船業の適正化に関する法律案  
第一章 遊漁船業の適正化に関する法律  
第三章 遊漁船業の健全な発達を図るために措置  
第一節 全国遊漁船業協会（第七条第一項）  
第五章 詐則（第二十三条第一項）  
附則  
第二節 遊漁船業規程（第十二条第一項）  
第三節 遊漁船業団体（第十六条第一項）  
第四章 雜則（第十九条第一項）  
第五章 詐則（第二十三条第一項）  
附則  
第一節 総則  
（目的）  
第一条 この法律は、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し遊漁船業の健全な発達を図るために必要な措置を定めることにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。（定義）

第一条 この法律において「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。）に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をい

2 この法律において「遊漁船」とは、遊漁船業の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させてはならない。（利用者名簿）  
第五条 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、営業所ごとに、利用者名簿を備え置き、これに利用者の氏名、住所その他農林水

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじ

じ

（遊漁船業の届出）

第一章 遊漁船業の届出等（第三条第一項）

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじ

じ

（利用者名簿）

第五条 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、営業所ごとに、利用者名簿を備え置き、これに利用者の氏名、住所その他農林水

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじ

じ

（業務）

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじ

じ

（利用者名簿）

第五条 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、営業所ごとに、利用者名簿を備え置き、これに利用者の氏名、住所その他農林水

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじ

じ

（業務）

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじ

じ

（利用者名簿）

第五条 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、営業所ごとに、利用者名簿を備え置き、これに利用者の氏名、住所その他農林水

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじ

じ

（業務）

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじ



便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保の見地から遊漁船業の健全な発達を図るため必要な援助に努めるものとする。

(省令への委任)

第二十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省

令で定める。

### 第五章 罰則

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第六条第二項の規定による命令に違反した者

三 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第十四条次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十五条の規定に違反して利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せざる者

三 第五条の規定に違反して利用者名簿を備え置かず、又は虚偽の記載をした者

四 第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

第二十六条 次の場合には、全国協会の理事は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条又は第十三条の規定による命令に違反したとき。

二 第十二条第一項の認可を受けないで適正業規程を実施したとき。

第二十七条 次の場合には、全国協会の理事は、三十万円以下の過料に処する。

一 第七条第四項又は第九条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第八条第二項の規定に違反して手数料を徵収したとき。

三 第八条第三項の規定に違反して業務の委託をしたとき。

四 第九条第二項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第十五条第二項の標識の様式を農林水産大臣の承認を得ないで定めたとき。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に遊漁船業を営んでい る者は、この法律の施行の日から二月を経過する日までの間は、第三条第一項の規定による届出をしないで、遊漁船業を営むことができる。

(農林水産省設置法の一部改正)  
3 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五  
十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第百四十一号の次に次の一号を加える。

百四十一の二 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第 号)の施行に  
関すること。

第二十一条の二 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第 号)の施行に  
関すること。

### 理 山

遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資するため、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し、遊漁船業の健全な発達を図るための措置

を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。